

# 『吾妻鏡』の編纂について

—その記事と用字のあり方—

野口武司

はじめに

鎌倉幕府に関わる編年体の半公的史乘たる『吾妻鏡』が編纂されたのは、まさに北条氏が累世執権職を襲うて、上に虚器を擁する將軍家を推戴し、下に評定衆以下の幕吏をその臣僚として従就せしめ、覇府の実権を掌握していた最中の頃おいであった。さすれば、同書の、同氏に関わる諸事蹟を伝える記事の中に、同氏を庇護する諸種の筆致・筆調、これを具象化して云うならば、曲筆や舞文修飾、あるいは特筆大書などといった、厳格な意味において公平中正さを忽せにしていると認めざるをえぬような記述の仕様が随所に散見されるのも、さして異とするに足らず、むしろ斯様なことは、史書一般のあり様として自然でさえあるといえよう。そこで本稿では、改めてそうした同氏に関わる諸事蹟についての記述の背景に存する、同氏のもつ威権性ないし尊貴性が、果して同書の如何なる記事の如何なる個条に、如何なる意味内容を以て、如何なる用字表現のもとに色濃く反映されているかを、左記の二事項より具体的に検証してみようと思う。

一、『吾妻鏡』所載の出誕記事

二、『吾妻鏡』所見の「御」字の用法

むろん、ここに試みられる作業の目的は、同書の編纂者によって同氏に関わる諸事蹟が如何ように受け止められ、そしてそれが同書に如何ように採り上げられているかの実態を究明することにあるが、これは、取りも直さず、史書としての同書の性格が如何なるものであり、また、その成立が何時の交であるかを追究するための有用な一方途と考えるのである。

一、『吾妻鏡』所載の出誕記事

『吾妻鏡』には、某人物の出生に関わる事蹟を記載する、いわゆる出誕記事が三八例ほど所載されている。いま、これらの諸記事のあり様を調査し、検討を加えることにより、同書の性格や成立を究明するための一助と致したく思う。まず、その出誕に関わるすべての諸記事を、次下の行論に必要と思われる範囲内で抜載するとともに、その抜載条の記載内容を分かり易くまとめて表一として掲記することからはじめよう（出誕関連記事の1、38の各人物は、これら1、38の各事例は、出誕関連記事中に「出誕関連諸役人」として登場する人物及びその員数、各条下の数字は、当該条の記載年・月・日、○印付記月は閏月を各々示す。）。

出誕関連記事

1、源頼朝子息頼家

①、伊東次郎祐親法師者。去々年已後。所被<sub>レ</sub>召<sub>一</sub>預<sub>二</sub>三浦介義澄<sub>一</sub>也。而御臺所御懷孕之由風聞之間。義澄得<sub>レ</sub>便。頻<sub>二</sub>窺<sub>一</sub>御気色<sub>一</sub>之處。召<sub>二</sub>御前<sub>一</sub>。直可有<sub>二</sub>恩赦<sub>一</sub>之旨被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>。(下略)

②、御臺所御著帯也。<sup>1</sup>千葉介常胤之妻。依<sub>二</sub>殊仰<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>孫子<sub>一</sub><sup>2</sup>小太郎胤政<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>使献<sub>二</sub>御帶<sub>一</sub>。武衛奉<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>結<sub>レ</sub>之給。<sup>3</sup>丹後局候<sub>二</sub>陪膳<sub>一</sub>。……………養和2・3・9条

③、自<sup>二</sup>鶴岳社頭<sup>一</sup>。至<sup>二</sup>由比浦<sup>一</sup>。直<sup>二</sup>曲横<sup>一</sup>而造<sup>二</sup>詣往道<sup>一</sup>。是日來雖<sup>レ</sup>為<sup>二</sup>御素願<sup>一</sup>。自然涉<sup>レ</sup>日。而依<sup>二</sup>御臺所御懷孕御祈<sup>一</sup>故。被<sup>レ</sup>始<sup>二</sup>此儀<sup>一</sup>也。武衛手自令<sup>レ</sup>沙<sup>二</sup>汰之<sup>一</sup>給。仍<sup>1</sup>北條殿已下各被<sup>レ</sup>運<sup>二</sup>土石<sup>一</sup>云々。……

養和2・3・15条

④、御臺所依<sup>二</sup>御産氣<sup>一</sup>。渡<sup>二</sup>御比企谷殿<sup>一</sup>。被<sup>レ</sup>用<sup>二</sup>御輿<sup>一</sup>。是兼日被<sup>レ</sup>點<sup>二</sup>其所<sup>一</sup>云々。<sup>1</sup>千葉小太郎胤正。<sup>2</sup>同六郎胤頼。<sup>3</sup>梶原源太景季等候<sup>二</sup>御共<sup>一</sup>。<sup>4</sup>梶原平三景時。可<sup>レ</sup>奉<sup>二</sup>行御産間雜事<sup>一</sup>之旨。被<sup>二</sup>仰付<sup>一</sup>云々。……

寿永1・7・12条

⑤、及<sup>レ</sup>晚。御臺所有<sup>二</sup>御産氣<sup>一</sup>。武衛渡御。諸人群集。又依<sup>二</sup>此御事<sup>一</sup>。在国御家人等。近日多以參上。為<sup>二</sup>御祈禱<sup>一</sup>。被<sup>レ</sup>立<sup>二</sup>奉幣御使於伊豆宮根而所權現并近国宮社<sup>一</sup>。所謂。伊豆山<sup>1</sup>土肥弥太郎 宮根<sup>2</sup>佐野太郎 相模一宮<sup>3</sup>梶原平次 三浦十二天<sup>4</sup>佐原十郎 武蔵六所宮<sup>5</sup>葛西三郎 常陸鹿嶋<sup>6</sup>小栗十郎 上総一宮<sup>7</sup>小權介良常 下総香取社<sup>8</sup>千葉

小太郎 安房東条寺<sup>9</sup>三浦平六 同国洲崎社<sup>10</sup>安西三郎 …… 寿永1・8・11条

⑥、霽。西尅。御臺所男子御平産也。御驗者<sup>1</sup>專光房阿闍梨良暹。<sup>2</sup>大法師觀修。鳴弦役<sup>3</sup>師岳兵衛尉重經。<sup>4</sup>大庭平太景義。<sup>5</sup>多々良權守貞義也。<sup>6</sup>上総權介広常引目役。戌尅。<sup>7</sup>河越太郎重頼妻<sup>比企</sup>尼女。依<sup>レ</sup>召<sup>二</sup>參入<sup>一</sup>。候<sup>二</sup>御乳付<sup>一</sup>。……

寿永1・8・12条

⑦、若公誕生之間。追<sup>二</sup>代々佳例<sup>一</sup>。仰<sup>二</sup>御家人等<sup>一</sup>。被<sup>レ</sup>召<sup>二</sup>御護刀<sup>一</sup>。所謂。<sup>1</sup>宇都宮左衛門尉朝綱。<sup>2</sup>畠山次郎重忠。<sup>3</sup>土屋兵衛尉義清。<sup>4</sup>和田太郎義盛。<sup>5</sup>梶原平三景時。<sup>6</sup>同源太景季。<sup>7</sup>横山太郎時兼等献<sup>レ</sup>之。(下略) ……

寿永1・8・13条

⑧、若公三夜儀。<sup>1</sup>小山四郎朝政沙<sup>二</sup>汰之<sup>一</sup>云々。…… 寿永1・8・14条

⑨、若公五夜儀。<sup>1</sup>上総介広常沙汰也。…… 寿永1・8・16条

⑩、七夜儀。<sup>1</sup> 千葉介常胤沙汰之。<sup>1</sup> 常胤相具子息六人。<sup>1</sup> 着侍上。<sup>2</sup> 父子装白水干袴。以胤正母<sup>2</sup> 秩父大夫重弘女。

為御前陪膳。又有進物。嫡男胤正。次男師常昇御甲。三男胤盛。四男胤信引御馬。置鞍。  
五男胤道持御弓箭。六男胤頼役御劔。各列庭上。(下略) 寿永1・8・18条

⑪、若公九夜御儀。外祖令沙汰之給。 寿永1・8・20条

⑫、中納言法眼圓暎<sup>号二宮</sup>法眼。自京都下向。(下略) 武衛尋彼旧好。所被請申也。即参营中給。且御産間御祈事可被申處。為果宿願。以下向便宜。参籠太神宮之間。于今遲々云々。(下略) 寿永1・9・20条

⑬、御臺所并若公自御産所入御营中。佐々木太郎定綱。同次郎経高。同三郎盛綱。同四郎高綱等奉昇若公御輿。小山五郎宗政懸御調度。同七郎朝光持御劔。比企四郎能員為御乳母夫。奉御贈物。(下略) 寿永1・10・17条

2、源頼朝子息貞暎

①、二品若公誕生。御母常陸介藤時長女也。御産所者。長門江七景遠浜宅也。件女房祇候殿中之間。日来有御密通。依緯露頭。御臺所御狀思甚。仍御産間儀每事省略云々。 文治2・2・26条

3、一条能保子女

①、北條殿雜色自京都参着。去六日左典廐室家女子御平産之由。申之云々。(下略) 文治2・5・15条

4、源義經子息

①、静女事。雖被尋問子細。不知豫州在所之由申切畢。當時所懷妊彼子息也。產生之後。可被返遣。由有沙汰云々。……………文治2・3・22条

②、静産生男子。是豫州息男也。(中略)而其父奉背関東。企謀逆逐電。其子若為女子者。早可給母。於為男子者。今雖在襁褓內。爭不怖畏將來哉。未熟時斷命條可宜之由治定。仍今日仰安達新三郎。令弃由比浦。(下略)……………文治2・⑦・29条

5、比企藤内朝宗子息

①、比企藤内朝宗妻御臺所官女。号越後局。今曉男子平産云々。……………文治4・1・22条

6、一条能保所生子

①、佐々木左衛門尉定綱飛脚参着。申云。去十二日亥刻。右武衛室依難産卒給云々。(下略)……………

②、大和前司重弘自京都帰参。態及專使。為悲歎之中喜悦之由。右武衛殊被申御返報。重弘申云。去月十三日。彼室家為存命落飭給。雖有産。遂以早世。翌日奉葬仁和寺邊。(下略)……………

建久1・5・19条

7、源頼朝子息実朝

①、申剋。御臺所御着帶。御加持<sup>1</sup>安樂房阿闍梨。御驗者<sup>2</sup>題学房也。<sup>3</sup>武蔵守義信妻持<sup>1</sup>參御帶<sup>1</sup>。幕下令<sup>レ</sup>奉<sup>レ</sup>結之給。今日以後。毎日可<sup>レ</sup>抽<sup>二</sup>御産平安御祈禱<sup>一</sup>之由。被<sup>レ</sup>仰<sup>二</sup>鶴岡供僧<sup>一</sup>云々。……………建久3・4・2条

②、自<sup>二</sup>今曉<sup>一</sup>。御臺所聊御不例。諸人走參。<sup>1</sup>若宮別當法眼被<sup>レ</sup>候<sup>二</sup>護身<sup>一</sup>云々。……………建久3・7・3条

③、御産間御調度等。今日調<sup>二</sup>進于御産所<sup>一</sup>。<sup>1</sup>三浦介。<sup>2</sup>千葉介等。差<sup>二</sup>義村。<sup>3</sup>常秀<sup>一</sup>令<sup>二</sup>奉行<sup>一</sup>之。亦被<sup>レ</sup>定<sup>二</sup>鳴絃役人等<sup>一</sup>。<sup>5</sup>梶原源太左衛門尉景季奉<sup>二</sup>行之<sup>一</sup>云々。……………建久3・7・4条

④、御臺所御不例事。已令<sup>二</sup>復本<sup>一</sup>給。是只御懷孕故之由。醫師<sup>1</sup>三條左近将監申之云々。……………建久3・7・8条

⑤、天霽風静。御臺所渡<sup>二</sup>御于名越御館<sup>一</sup>。<sup>号二浜</sup>被<sup>レ</sup>點<sup>二</sup>御産所<sup>一</sup>也云々。……………建久3・7・18条

⑥、天晴風静。早旦以後。御臺所御産氣。御加持<sup>1</sup>宮法眼。驗者<sup>2</sup>義慶坊。<sup>3</sup>大学房等。鶴岡相模国神社仏寺奉<sup>二</sup>神馬<sup>一</sup>。被<sup>レ</sup>修<sup>二</sup>誦經<sup>一</sup>。所謂。(中略)先鶴岡神馬<sup>二</sup>足<sup>一</sup>。上下。<sup>4</sup>千葉平次兵衛尉。<sup>5</sup>三浦太郎等相<sup>二</sup>具<sup>一</sup>之。其外神社。在所地頭請<sup>二</sup>取<sup>一</sup>。<sup>6</sup>景季。<sup>7</sup>義村等為<sup>二</sup>奉行<sup>一</sup>。已剋。男子御産也。鳴弦<sup>8</sup>平山右衛門尉季重。<sup>9</sup>上野九郎光範也。

和田左衛門尉義盛候<sup>二</sup>引目役<sup>一</sup>。小時。<sup>11</sup>江間四郎殿。<sup>12</sup>三浦介義澄。<sup>13</sup>佐原十郎左衛門尉義連。<sup>14</sup>野三刑部丞成綱。<sup>15</sup>藤九郎盛長。<sup>16</sup>下妻四郎弘幹。<sup>号二悪</sup>已上六人献<sup>二</sup>御護刀<sup>一</sup>。又<sup>17</sup>因幡前司。<sup>18</sup>小山左衛門尉。<sup>19</sup>千葉介以下御家人献<sup>二</sup>御馬御劔等<sup>一</sup>。御加持驗者等給<sup>レ</sup>之。<sup>20</sup>八田兵衛尉朝重。<sup>21</sup>野三左衛門尉義成。<sup>22</sup>左近将監能直引<sup>二</sup>御馬<sup>一</sup>。

加賀守俊隆取<sup>二</sup>別祿<sup>一</sup>。衣。次<sup>24</sup>阿野上総妻室<sup>阿波</sup>為<sup>二</sup>御乳付<sup>一</sup>參上。女房<sup>25</sup>大貳局。<sup>26</sup>上野局。<sup>27</sup>下総局等可<sup>レ</sup>為<sup>二</sup>御介惜<sup>一</sup>也。次有<sup>二</sup>御名字定<sup>一</sup>。千万君云々。……………建久3・8・9条

⑦、若君二夜事。<sup>1</sup>武蔵守。<sup>2</sup>三浦介沙汰云々。……………建久3・8・10条

⑧、三夜事。<sup>1</sup>信濃守。<sup>2</sup>藤九郎盛長沙汰云々。……………建久3・8・11条

⑨、四夜事。<sup>1</sup>千葉介常胤沙汰之云々。……………建久3・8・12条

⑩、五夜事。<sup>1</sup> 下河邊庄司行平沙汰云々。…………… 建久3・8・13条

⑪、今夜。若公六夜事也。<sup>1</sup> 因幡前司沙汰云々。…………… 建久3・8・14条

⑫、今夜若君七夜事。<sup>1</sup> 小山左衛門尉沙汰之。將軍家并若公御方皆獻御馬御劍等。御臺所御方。進綾六段。生衣

三領。女房中長絹百疋云々。…………… 建久3・8・15条

⑬、御臺所并新誕若公自<sup>2</sup>名越濱御所入<sup>1</sup>御幕府。北條五郎時連。<sup>2</sup> 里見冠者義成。<sup>3</sup> 新田藏人義兼。<sup>4</sup> 小山左衛

門尉朝政。<sup>5</sup> 同七郎朝光。<sup>6</sup> 三浦左衛門尉義連。<sup>7</sup> 同兵衛尉義村。<sup>8</sup> 八田兵衛尉朝重。<sup>9</sup> 梶原左衛門尉景季。<sup>10</sup> 同兵衛

尉景茂等供奉云々。…………… 建久3・10・19条

8、北条義時子息有時

①、江間殿妾男子平産云々。為<sup>2</sup>加持。<sup>1</sup> 若宮別當自<sup>2</sup>去夜<sup>1</sup>被<sup>レ</sup>坐<sup>2</sup>于彼大倉亭<sup>1</sup>。今朝。<sup>2</sup> 羽林被<sup>レ</sup>遣<sup>2</sup>御馬<sup>1</sup>。

<sup>3</sup> 尼御臺所給<sup>2</sup>産衣<sup>1</sup>云々。…………… 正治2・5・25条

9、北条義時子息政村

①、今日未剋。相州室<sup>伊賀守朝光女。</sup> 男子平産。<sup>左京兆是也。</sup>…………… 元久2・6・22条

10、順徳天皇皇子懷成<sup>仲恭天皇</sup>

①、陰。佐々木判官広綱飛脚参着。申云。去十日。中宮<sup>故中御門関白御女。</sup> 御産。皇子御誕生。(中略) 中宮御産之時鳴弦輩任官

云々。…………… 建保6・10・19条

11、一条実雅子息実頭カ

①、終日終夜雨降。子尅。中将実雅朝臣妻家右京兆女。男子平産。驗者<sup>1</sup>大進僧都寛喜。醫師<sup>2</sup>頼経。陰陽道権助<sup>3</sup>親職以下四人也。行<sup>1</sup>百箇日泰山府君祭。今夜當<sup>2</sup>九十六箇日<sup>1</sup>云々。承久2・8・6条

12、北条義時子女

①、右京兆室有<sup>2</sup>産氣<sup>1</sup>。而聊依<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>憚。可<sup>レ</sup>改<sup>2</sup>日来居所<sup>1</sup>之由。示<sup>1</sup>合陰陽道<sup>1</sup>之處。権助<sup>1</sup>国道朝臣以下五人。一同相議云。三條局宅宜也。件所者。自<sup>2</sup>當時住所<sup>1</sup>東方兮。自<sup>2</sup>大倉亭<sup>1</sup>乾方也。當所者所<sup>レ</sup>讓<sup>2</sup>武州<sup>1</sup>也。大倉亭本所也。仍去晦日。彼所一宿訖。然者四十五日以前。自<sup>レ</sup>是令<sup>レ</sup>移<sup>2</sup>産所<sup>1</sup>。無<sup>レ</sup>其憚<sup>1</sup>之由云々。<sup>2</sup>伊賀四郎左衛門尉朝行奉行云々。承久3・11・3条

②、室家移<sup>2</sup>産所<sup>1</sup>。三條局云々。承久3・11・13条

③、天霽風静。寅剋。右京兆室女子平産云々。承久3・11・23条

④、右京兆室立願薬師如来像一體。於<sup>2</sup>産所<sup>1</sup>遂<sup>2</sup>供養<sup>1</sup>。導師<sup>1</sup>伊賀阿闍梨光猷。布施馬置<sup>レ</sup>鞍。一疋。<sup>2</sup>原左衛門尉牽<sup>レ</sup>之。<sup>3</sup>筑後介秀朝奉<sup>2</sup>行之<sup>1</sup>。承久3・12・11条

13、一条実雅子女

①、讚岐中将室右京兆女。懷孕之間。於<sup>2</sup>大倉亭廊<sup>1</sup>。行<sup>2</sup>千度祓<sup>1</sup>。主計大夫知輔<sup>2</sup>少輔大夫泰貞<sup>3</sup>陰陽大允親職。

<sup>4</sup>右京亮重宗。<sup>5</sup>漏剋博士忠業各衣冠。等勤<sup>レ</sup>之。<sup>6</sup>進士判官代隆邦布衣。陪膳。<sup>7</sup>工藤右馬允云々。同為<sup>2</sup>奉行<sup>1</sup>云々。

承久3・12・3条



②、晴。讚岐中將室産祈。於奥州御亭。有二千度祓。人数五人同去  
年冬。事訖給禄。(下略) …… 承久4・1・16条

③、讚岐羽林室被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>平産祈禱等<sub>二</sub>云々。 …… 承久4・2・9条

④、今日申刻。讚岐中將室平産。女子。驗者<sub>1</sub> 大進僧都觀基。醫師<sub>2</sub> 權侍医頼経朝臣。穉<sub>3</sub> 陰陽權助国道朝臣。<sub>4</sub> 主計大夫知輔。<sub>5</sub> 陰陽大允親職等也。各給<sub>レ</sub>禄。五衣。 …… 承久4・2・12条

14、二階堂行盛子息

①、巳刻。藤民部大夫行盛妻男子平産。 …… 貞心1・9・21条

15、北条義時子息時尚カ

①、霽。前奥州室依<sub>二</sub>産氣<sub>二</sub>被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>千度祓<sub>一</sub>。親職<sub>1</sub> 泰貞<sub>2</sub> 重宗<sub>3</sub> 宣賢<sub>4</sub> 大和大夫等奉<sub>二</sub>仕之<sub>一</sub>。(下略) ……

②、晴。子刻。奥州室男子平産。加持<sub>1</sub> 弁法印定豪。驗者<sub>2</sub> 大進僧都觀基。醫師<sub>3</sub> 頼経朝臣。陰陽師<sub>4</sub> 国道朝臣以下六人也。 …… 貞心1・12・12条

③、晴。辰刻。依<sub>二</sub>去夜平産<sub>一</sub>。驗者以下給<sub>二</sub>御衣御馬<sub>一</sub>。驗者分御馬。<sub>1</sub> 安東左衛門尉引<sub>レ</sub>之。医陰道分。<sub>2</sub> 原左衛門尉。<sub>3</sub> 大野新右近將監引<sub>レ</sub>之。加持僧分。以<sub>二</sub>中野五郎<sub>一</sub>。被<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>宿坊<sub>二</sub>云々。 …… 貞心1・12・13条

16、北条時氏子息時頼

①、去十四日辰刻。修理亮時氏。北方。六波羅御座而男子平産之由。今日有<sub>二</sub>其告<sub>一</sub>。又醫師<sub>1</sub> 和氣清成爲<sub>二</sub>彼管領<sub>一</sub>之處。

無為之條。道為「高名」之由。内々武州御方被「申入」云々。

..... 嘉祿3・5・23条

17、北条時直子息

①、晴。巳刻。相模五郎時直主女室三浦三郎左衛門尉家連女也。男子平産云々。

..... 安貞2・5・16条

18、三浦泰村所生子

①、酉一点。駿河次郎泰村妻武州御息女。産。誕兒者死「于胎内」畢。自「去十九日」有「氣分」。今朝殊惱乱難産也。驗者<sup>1</sup>大進僧都觀基。<sup>2</sup>丹波律師頼暁。醫師<sup>3</sup>良基。陰陽師<sup>4</sup>晴賢以下四人也。..... 安貞3・1・27条

19、三浦泰村子女

①、小雨。酉刻。駿河次郎妻室平<sup>二</sup>産女子<sup>一</sup>。驗者<sup>1</sup>丹後律師。醫師<sup>2</sup>良基朝臣。陰陽師<sup>3</sup>新大夫泰宗。各有「祿物」。生衣<sup>二</sup>領<sup>一</sup>。..... 寬喜2・7・15条

②、晴。酉刻。去十五日誕生少兒駿河次郎息女。卒去。..... 寬喜2・7・26条

③、晴。酉刻。武州御息女駿河次郎妻室。逝卒。<sup>年廿五。</sup>産前後數十ヶ日惱乱。遂以如<sup>レ</sup>斯。..... 寬喜2・8・4条

20、後堀河天皇皇子秀仁（四條天皇）

①、今日京都飛脚参着。去十二日中宮將軍家御姉。御平産。皇子降誕之由申<sup>レ</sup>之云々。..... 寬喜3・2・21条

21、北条朝直子息

①、申刻。相模四郎朝直室武州御女。男子平産。……………寛喜3・4・19条

22、後堀河天皇皇女

①、雨降。去三日午刻中宮御平産皇女二之由。自大相国被レ申二將軍家二云々。……………貞永1・9・13条

23、後堀河天皇皇子

①、駿河次郎泰村為二使節一上洛。是藻壁門院御懷孕之間。聊御惱之由。依有二其聞一也。……………天福1・9・18条

②、霽。京都飛脚参着。申云。去十八日卯刻。於二院御所一。藻壁門院皇子降誕。死体辰刻女院御絶入。遂以崩御之。年二十五云々。是將軍家御姉公也。(下略)……………天福1・9・24条

24、九条頼経所生子

①、今日。御臺所御着帶也。午刻有二其儀一。……………天福2・3・1条

②、寅刻御産。児死而生給。御加持1并僧正定豪云々。御産以後御惱乱。辰刻遷化。御歳卅二。是正治將軍姫君也。……………天福2・7・27条

25、近衛兼経子女

①、晴。子刻。殿下北政所御流産。姫君七ヶ月云々。……………嘉禎4・9・18条

26、九条頼経子息頼嗣

①、天晴風静。午尅。二棟御方 將軍家御寵。号二大宮殿一。大納言定能卿孫。中納言親能卿女。 御着帶也。御加持 <sup>1</sup> 岡崎僧正 成源。御被 <sup>2</sup> 大膳権大夫維範

朝臣。依<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>密儀<sub>一</sub>。於<sub>二</sub>御所<sub>一</sub>不被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>云々<sub>一</sub>。自<sub>二</sub>去四月<sub>一</sub>。被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>御祈等<sub>一</sub>云々。……………延応1・8・8条

②、霽。二棟御方始渡<sub>二</sub>御大倉御産所<sub>一</sub>。……………延応1・8・22条

③、為<sub>二</sub>一棟御方御産平安御祈<sub>一</sub>。被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>七座呪咀祭<sub>一</sub>。……………<sup>1</sup> 維範。……………<sup>2</sup> 親職。……………<sup>3</sup> 資宣。……………<sup>4</sup> 晴貞。……………<sup>5</sup> 晴平。……………<sup>6</sup> 広資。……………<sup>7</sup> 範定等

奉<sub>二</sub>仕之<sub>一</sub>。……………延応1・10・17条

④、二棟御方御産御祈。属星祭。……………<sup>1</sup> 維範朝臣奉<sub>二</sub>仕之<sub>一</sub>。……………延応1・10・28条

⑤、二棟御産平安御祈。被<sub>レ</sub>修<sub>二</sub>靈所祭<sub>一</sub>。……………<sup>1</sup> 維範朝臣為<sub>二</sub>管領<sub>一</sub>云々。……………延応1・11・6条

⑥、霽。已尅。二棟御方 号二大宮殿一。 有<sub>二</sub>御産氣<sub>一</sub>。自<sub>二</sub>大倉<sub>一</sub>移<sub>二</sub>于施薬院使良基朝臣薬師堂之宅<sub>一</sub>給。可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>御産所<sub>一</sub>云々。御

驗者 <sup>1</sup> 助僧正嚴海以下皆以参<sub>二</sub>集彼所<sub>一</sub>。鳴絃役人参進。為<sub>二</sub> <sup>2</sup> 兵庫頭定員奉行<sub>一</sub>。御祈等事有<sub>二</sub>其沙汰<sub>一</sub>云々。……………延応1・11・20条

……………延応1・11・20条

⑦、天霽。辰刻御平産也。若君。先御驗者二人。……………<sup>1</sup> 民部卿僧都。……………<sup>2</sup> 宰相僧都。……………<sup>3</sup> 大夫僧都賜<sub>レ</sub>禄 五衣在單。 被<sub>レ</sub>引<sub>二</sub>御馬<sub>一</sub>。置

鞍。次医道 <sup>4</sup> 女医博士頼行水干袴。給<sub>レ</sub>禄。三重衣。於<sub>レ</sub>挺給<sub>レ</sub>之。被<sub>レ</sub>引<sub>二</sub>御馬<sub>一</sub>。置鞍。下<sub>二</sub>立庭上<sub>一</sub>取<sub>レ</sub>之。次陰陽道 <sup>5</sup> 大

膳権大夫維範朝臣衣冠。給<sub>レ</sub>禄。二衣重薄衣。御馬置鞍。賜<sub>レ</sub>之。作法如<sub>レ</sub>前。次 <sup>6</sup> 資宣。……………<sup>7</sup> 広資。御被衆。各<sub>二</sub>衣一領<sub>一</sub>。御

馬裸。拜<sub>二</sub>領之<sub>一</sub>。……………<sup>8</sup> 佐渡前司基綱為<sub>二</sub>奉行<sub>一</sub>。雜事勘文。維範朝臣一人献<sub>レ</sub>之。載<sub>二</sub>已刻誕生之由<sub>一</sub>。……………<sup>9</sup> 助法印珎誉申云。

辰終尅也。有<sub>二</sub>時刻相違<sub>一</sub>者。宿曜方勘文可<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>云々。仍書<sub>二</sub>改之<sub>一</sub>載<sub>二</sub>辰字<sub>一</sub>云々。……………延応1・11・21条

……………延応1・11・21条

⑧、天霽。(中略) 午刻自<sub>二</sub>御産所<sub>一</sub>入<sub>二</sub>御町野加賀民部大夫康持宿所<sub>一</sub>。吉方。(中略) 申尅渡<sub>二</sub>御御所<sub>一</sub>云々。……………

..... 延応 1・12・21条

27、後嵯峨天皇皇子久仁（後深草天皇）

①、京都使者参着。去十日午刻。皇子降誕云々。為此御加持<sup>1</sup>。大納言僧都隆弁去年上洛。為二件勸賞<sup>1</sup>。同廿日叙<sup>2</sup>法印<sup>1</sup>。此御誕生。別為<sup>2</sup>將軍家御慶賀<sup>1</sup>。有<sup>2</sup>御外戚寄<sup>2</sup>故也。（下略）  
..... 寛元 1・6・18条

28、北条時頼子息時利

①、左親衛妾<sup>幕府</sup>女房。男子平産云々。今日被<sup>レ</sup>授<sup>レ</sup>字。宝寿云々。  
..... 宝治 2・5・28条

②、左親衛以<sup>2</sup>訶利帝十五童子像<sup>1</sup>。被<sup>レ</sup>安<sup>1</sup>置<sup>2</sup>彼産所<sup>2</sup>云々。  
..... 宝治 2・6・1条

29、安達義景子息

①、今日。秋田城介義景男子出生云々。  
..... 建長 2・7・18条

30、父者不明（近衛兼経カ）

①、今日。京都之使者参着。去月廿二日北政所御産云々。  
..... 建長 3・2・1条

31、北条時頼子息時宗

①、相州室懷孕。祈精等被<sup>レ</sup>行<sup>レ</sup>之云々。  
..... 建長 2・8・27条

②、今日。相州被<sub>レ</sub>遣<sub>二</sub>飛脚於京都<sub>一</sub>。是室家懷孕着帶加持事。可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>用<sub>二</sub>若宮別當法印<sub>一</sub>隆弁。之處。住寺之間。依<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>招請<sub>二</sub>也。<sub>2</sub> 秋田城介同遣<sub>二</sub>使者<sub>一</sub>云々。(下略) …………… 建長2・12・5条

②、相州御分国并庄園。至于明年五月<sub>一</sub>。可<sub>レ</sub>禁<sub>二</sub>斷殺生<sub>一</sub>之由。令<sub>二</sub>下知<sub>一</sub>給。是依<sub>二</sub>御産御祈<sub>一</sub>也。<sub>3</sub> 奥州同被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>此德<sub>一</sub>云々。 …………… 建長2・12・5条

③、相州参<sub>二</sub>大倉藥師堂<sub>一</sub>給。是偏彼懷婦平安御祈也。剩被<sub>レ</sub>奉<sub>二</sub>納願書於内陣<sub>一</sub>云々。 …………… 建長2・12・8条

④、天晴。風静。今日。相州室被<sub>レ</sub>着<sub>二</sub>妊帶<sub>一</sub>。鶴岡別當法印隆弁。加<sub>二</sub>持之<sub>一</sub>。法印去九月以後住寺之處。依<sub>二</sub>此請<sub>一</sub>。態所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遣<sub>二</sub>之飛脚相<sub>一</sub>逢于萱津驛<sub>一</sub>之間。競<sub>二</sub>寸陰<sub>一</sub>。今夕走着云々。又被<sub>レ</sub>始<sub>二</sub>行御祈等<sub>一</sub>。藥師護摩。<sub>雜掌<sub>2</sub> 秋田 城介義景</sub> 如意輪

護摩。<sub>雜掌<sub>3</sub> 奥州</sub> 北斗供。<sub>雜掌<sub>4</sub> 相州</sub> 已上三壇。法印一人兼<sub>二</sub>修之<sub>一</sub>云々。 …………… 建長2・12・13条

⑤、為<sub>二</sub>相州室家御願<sub>一</sub>。於<sub>二</sub>七觀音之堂前<sub>一</sub>。被<sub>レ</sub>修<sub>二</sub>誦經<sub>一</sub>。各仰<sub>二</sub>其<sub>一</sub>別當等<sub>一</sub>。<sub>2</sub> 塩飽左衛門大夫信貞奉<sub>二</sub>行之<sub>一</sub>。 …………… 建長2・12・18条

⑥、天晴。於<sub>二</sub>相州御第<sub>一</sub>而放光仏像被<sub>二</sub>供養<sub>一</sub>。導師<sub>1</sub> 鶴岡別當法印。又被<sub>レ</sub>修<sub>二</sub>如意輪護摩<sub>一</sub>。是皆御産御祈也。 …………… 建長3・1・17条

⑦、天霽。相州室為<sub>二</sub>御平産<sub>一</sub>。百日泰山府君祭於被<sub>レ</sub>始行<sub>一</sub>。<sub>1</sub> 泰房奉<sub>二</sub>仕之<sub>一</sub>。供祈者。<sub>2</sub> 秋田城介義景沙汰也。 …………… 建長3・1・21条

⑧、天霽。相州室家産所<sub>松下禪尼 甘繩第</sub>被<sub>レ</sub>始<sub>二</sub>御祈禱等<sub>一</sub>行<sub>二</sub>云々。 …………… 建長3・5・1条

⑨、天晴。彼御産之事。可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>明日酉剋<sub>一</sub>之由。<sub>1</sub> 若宮別當法印隆弁。依<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申。参集人々悉退散<sub>二</sub>云々。 …………… 建長3・5・14条

⑩、天晴風静也。今朝。相州以<sub>二</sub>安東五郎太郎<sub>一</sub>為<sub>二</sub>御使<sub>一</sub>。被<sub>レ</sub>送<sub>二</sub>御書於<sub>一</sub>若宮別當法印<sub>一</sub>隆弁。你。女房産之事。日

来可為今日之由雖被仰。于今無其氣分之間。御存知之旨。頗不審云々。獻返報畢。今日酉尅可為必定。不可有御不審云々。於申刻。漸御氣分出現之間。醫師<sup>3</sup> 典葉頭時長朝臣。陰陽師<sup>4</sup> 主殿助泰房。驗者<sup>5</sup> 清尊僧都。并<sup>6</sup> 良親律師等參候。酉終刻。法印隆弁。參加而奉加持之。則若君誕生。奧州兼而被座。此外御一門之老若。揔而諸人參加不可勝計。頃之。御驗者以下祿。各可賜生衣一領。野劍一柄。馬一疋也。于時。三浦介盛時白直垂。馳參。抃悅之餘。騎用所之馬以。置銀鞍。自令引與泰房。是名馬也。(中略)抑此誕生祈禱之事。對相州。若宮別當法印不等閑被付示之。仍於鶴岡八幡宮宝前。從去年正朔。碎丹誠肝膽。夢告有之。同八月令姪可賜之由。被申之上。今年二月。侍于伊豆國三嶋社壇而祈請之間。同十二日寅尅夢。白髮老翁告法印曰。祈念所之懷婦。来五月十五日酉尅。可男子於平産也云々。果如旨。奇特可謂歎。

⑩、七夜事。奧州令盡經營賜云々。……………建長3・5・21条

⑪、天晴。新誕若君令歸住本所賜。其後募御祈之賞。以能登國諸橋保。若宮別當法印被避。工藤二郎左衛門尉光泰為御使。(下略)……………建長3・5・27条

⑫、天霽。相州室御産之後。有痢病之惱。已及數日。然押有沐浴事。有忽減氣属之可賜之由。被別當法印申。産穢雖不幾。入産所可被為加持之由。相州頻依有御所望。則參入奉加持云々。……………建長3・5・29条

⑬、天晴風静。今日。相州室自産所令歸住本里之亭賜云々。(下略)……………建長3・7・8条

32、安達義景子女(堀内殿)

①、天晴。午刻。秋田城介義景妻女子平産云々。号堀内殿是也。……………建長4・7・4条

33、北条時頼子息宗政

①、相州被<sub>レ</sub>修<sub>二</sub>北斗供<sub>一</sub>。是室家懷妊御祈也。……………建長4・7・28条

②、天晴。午刻。相州室家令<sub>レ</sub>着<sub>二</sub>妊帶<sub>一</sub>給。加持<sub>1</sub>鶴岡別當法印云々。<sub>2</sub>安東左衛門尉光成為<sub>二</sub>御使<sub>一</sub>。持<sub>二</sub>向御帶於彼雪下本坊<sub>一</sub>云々。……………建長4・10・3条

③、霽。戌刻。相州室家令<sub>レ</sub>平<sub>二</sub>産男子<sub>一</sub>給。加持<sub>1</sub>若宮別當僧正。隆弁。驗者<sub>2</sub>清尊僧都云々。僧正參會。清尊并医陰両道等者。皆産以後馳參。然而各有<sub>二</sub>祿物<sub>一</sub>。(中略)又<sub>3</sub>奥州被<sub>レ</sub>施<sub>二</sub>別祿等<sub>一</sub>。<sub>4</sub>藤<sub>二</sub>左衛門尉泰經為<sub>二</sub>御使<sub>一</sub>云々。……………建長5・1・28条

④、相州新誕若公并御母。自<sub>二</sub>産所<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>歸<sub>二</sub>本家<sub>一</sub>給云々。……………建長5・3・21条

34、北条時頼子女

①、晴。寅刻。相州室平<sub>二</sub>産姫公<sub>一</sub>。加持<sub>1</sub>若宮僧正。隆弁。驗者<sub>2</sub>清尊僧都也。奥州女房。松下禅尼。相州等群集。為<sub>二</sub>安東左衛門尉光成奉行<sub>一</sub>。有<sub>二</sub>祿物等<sub>一</sub>。(中略)<sub>4</sub>万年九郎兵衛尉以下祇候人等随<sub>二</sub>所役<sub>一</sub>云々。又<sub>5</sub>奥州被<sub>レ</sub>送<sub>二</sub>驗者之祿等<sub>一</sub>。<sub>6</sub>隅田次郎左衛門尉為<sub>二</sub>其使者<sub>一</sub>云々。……………建長6・10・6条

35、宇都宮經綱所生子

①、雨降。奥州禅門息女<sub>宇都宮七郎經綱妻</sub>。卒去。去比流産。其後煩<sub>二</sub>赤痢病<sub>一</sub>云々。……………建長8・6・27条

36、天野景村所生子



①、和泉六郎左衛門尉妊婦。昨日八日。嬰兒死之由申之。勿論云々。<sup>1</sup>景頼為奉行云々。弘長1・7・9条

37、宗尊親王子女倫子

①、天晴。自夕終夜甚雨。御息所御懷孕之間。今日。被始御祈。<sup>1</sup>業昌朝臣奉仕天曹地府祭。<sup>2</sup>押垂掃部助為御使。<sup>2</sup>文永2・5・10条

②、雨降。午尅屬晴。今日。為御息所御產御祈於御所被供養放光仏。導師<sup>1</sup>尊家法印。<sup>2</sup>左近大夫將監時村。<sup>3</sup>文永2・6・13条

③、天晴。御息所入御々產所左近大夫將監宗政朝臣亭。<sup>3</sup>左近大夫將監頭時等取御布施。又被行七瀬御穧。<sup>3</sup>文永2・7・10条

④、小雨降。御產御祈被行千度穧。<sup>1</sup>晴茂。<sup>2</sup>宣賢。<sup>3</sup>業昌。<sup>4</sup>晴長。<sup>5</sup>晴秀。<sup>6</sup>晴憲。<sup>7</sup>晴宗。<sup>8</sup>泰房。<sup>9</sup>職宗。<sup>10</sup>規定等候之。陪膳<sup>11</sup>左近大夫將監時村。<sup>12</sup>右馬助清時。<sup>13</sup>役送十人。<sup>14</sup>各布恪勤十人<sup>各自</sup>直垂。為手長。<sup>13</sup>縫殿頭師連。<sup>14</sup>備中前司行有。<sup>14</sup>略<sup>注</sup>等奉<sup>2</sup>行之。<sup>14</sup>文永2・7・28条

⑤、陰。夕小雨降。將軍家自馬場殿入御々產所。即還御。<sup>14</sup>文永2・8・5条

⑥、天晴。鶴岡放生會。將軍家無御出。又無御奉幣使。一事以上。付宮寺被遂<sup>2</sup>行之。是依御息所御懷孕事也。<sup>14</sup>文永2・8・15条

⑦、戌刻。<sup>1</sup>土御門大納言奉<sup>2</sup>為御息所御平產。被行御祈。於由比浜。<sup>2</sup>業昌朝臣奉<sup>2</sup>仕靈氣祭云々。文永2・8・16条

⑧、陰。日中小雨降。今日辰刻。御息所有御產氣。群參人々不知其數。被行御占。或指<sup>2</sup>申申酉剋。或可<sup>2</sup>為亥子剋之由申之。而頃之無御產氣。殆如常時云々。仍諸人退出。<sup>1</sup>縫殿頭師連。<sup>2</sup>式部太郎左衛門尉光政等

奉<sup>二</sup>行此間事<sup>一</sup>。(下略) ..... 文永2・9・1条

⑨、晚雨降。今日寅刻有<sup>二</sup>御産氣<sup>一</sup>。辰刻<sup>二</sup>姫宮誕生<sup>一</sup>。御驗者<sup>1</sup>松殿僧正。<sup>2</sup>安祥寺僧正尊家法印。醫師<sup>3</sup>長世朝臣。御掖

4 晴茂。束帶。5 宣賢。6 業昌。7 晴長。8 晴秀。9 晴宗。10 泰房<sup>已上</sup>衣冠也。(中略)次<sup>11</sup>長世朝臣於<sup>二</sup>公卿御座之傍<sup>一</sup>給<sup>二</sup>

御衣<sup>一</sup>。12 八條三位取<sup>レ</sup>之。陰陽權助晴茂朝臣於<sup>二</sup>同所<sup>一</sup>給<sup>二</sup>御衣<sup>一</sup>。13 左近大夫將監公時役<sup>レ</sup>之。..... 文永2・9・21条

⑩、天晴。1 右大弁入道眞觀。自<sup>二</sup>京都<sup>一</sup>參同。2 兵部大輔範忠朝臣又下着。依<sup>二</sup>御産無為事<sup>一</sup>也。(下略) ..... 文永2・10・18条

..... 文永2・10・18条

⑪、天晴。京都御使<sup>1</sup>兵部大輔範忠朝臣帰洛。去比下向。是被<sup>レ</sup>賀<sup>二</sup>申御産無為事<sup>一</sup>。(下略) ..... 文永2・11・13条

⑫、陰冴。霰常降。今日。御息所并若宮姫宮自<sup>二</sup>御産所<sup>一</sup>相州親<sup>二</sup>還御<sup>一</sup>。..... 文永2・11・17条

38、北条業時子息時兼

①、天晴。彈正少弼業時朝臣室。左京兆 姫君。男子御平産云々。..... 文永3・3・11条

表一

父者	1 武衛(源頼朝)
母者	御台所 (北条政子)
誕兒	男子(頼家)
産所	比企谷殿
出誕 刻限	西刻
出誕関 連諸役	○
出誕関連記事所見条(年・月・日)	①養和2・2・14、②2・3・9、 ③2・3・15、④寿永1・7・12、⑤ 1・8・11、⑥1・8・12、⑦1・8 ・13、⑧1・8・14、⑨1・8・16、 ⑩1・8・18、⑪1・8・20、⑫1・ 9・20、⑬1・10・17、(8・12)の 一三条(五)

8 江間殿 (北条義時)	7 幕下(源頼朝)	6 右武衛 (一条能保)	5 比企藤内朝宗	4 予州(源義経)	3 左典厩 (一条能保)	2 二品(源頼朝)
妾 (伊佐次郎朝政女)	御台所 (北条政子)	室(源頼朝妹) 依難産卒	御台所官女越後局	静(白拍手)	室家(源頼朝妹)	常陸介藤原時長女 (大進局)
男子(有時)	男子(千万 君・実朝)	(性別・ 生死不明)	男子	男子	女子(九条 良経室カ)	若公(貞暁)
大倉亭	名越御館 浜御所					長門江七景 遠浜宅
	巳 刻	亥 刻	今 暁			
○	○					
①止治2・5・③25〔5・25〕の一条△△	10・⑩19〔8・9〕の二三条△五五△ ⑪3・8・①14、⑫3・8・①15、⑬3・ 8・②11、⑨3・8・①12、⑩3・8・①13、 ⑥3・8・②7、⑦3・8・②10、⑧3・ 7・⑤4、④3・7・①8、⑤3・7・18、 ①建久3・4・③2、②3・7・①3、③3・	13〕の二条△〇△	①文治4・1・22〔1・22〕の一条△〇△ ①建久1・4・20、②1・5・19〔4・	29以前カ〕の二条△〇△ ①文治2・3・22、②2・7・29〔7・	①文治2・5・15〔5・6〕の一条△〇△	①文治2・2・26〔2・26〕の一条△〇△

16 修理亮 (北条)時氏	15 前奥州 (北条義時)	14 藤民部大夫 (二階堂)行盛	13 讚岐中将 (一条実雅)	12 右京兆 (北条義時)	11 中将(一条)実雅	10 (順徳天皇)	9 相州 (北条義時)
女松(下禅尼)	室 (伊賀朝光女カ)	妻	室(北条義時女)	室	妻家右京兆 (北条義時)女	中宮故中御門関白女 (近衛良経女立子)	室(伊賀朝光女)
男子(時頼)	男子(時尚カ)	男子	女子	女子	男子(実頭カ)	皇子(懐成・ 仲恭天皇)	男子(政村)
六波羅				三条局宅			
辰刻	子刻	巳刻	申刻	寅刻	子刻		未刻
○	○		○	○	○		
①嘉祿3・5・①23〔5・14〕の一条〈二〉	1・12・④13〔12・12〕の三条〈二三〉 ①貞応1・11・⑤25、②1・12・④12、③	①貞応1・9・21〔9・21〕の一条〈〇〉	①承久3・12・⑦3、②4・1・16、③4・ 2・9、④4・2・⑤12〔2・12〕の四条 〈一二〉	23、④3・12・③11〔11・23〕の四条〈五〉 ①承久3・11・②3、②3・11・13、③3・11・	①承久2・8・③6〔8・6〕の一条〈三〉	①建保6・10・19〔10・10〕の一条〈〇〉	①元久2・6・22〔6・22〕の一条〈〇〉

24 (九条頼経)	23 (後堀河天皇)	22 (後堀河天皇)	21 相模四郎 (北条)朝直	20 (後堀河天皇)	19 駿河次郎 (三浦泰村)	18 駿河次郎 (三浦)泰村	17 相模五郎 (北条)時直
遷化 (源頼家女竹御所)	藻壁門院 (絶入崩御)	中宮(九条道家 女藻壁門院嬪子)	武州(北条泰時) 御女	中宮將軍家御姉 (九条道家女 藻壁門院嬪子)	妻室(北条泰時女)	武州(北条泰時) 御息女	女室三浦三郎左 衛門尉家連女
誕生(死産)	皇子(死体)	皇女	男子	皇子(秀仁・ 四条天皇)	女子	死于胎内 (性別不明)	男子
時房)第	院御所						
寅 刻	卯 刻	午 刻	申 刻		酉 刻	酉 一點	巳 刻
○					○	○	
27)の二条へ ①天福2・3・1、②2・7・①27(7・	18)の二条へ ①天福1・9・18、②1・9・24(9・	①貞永1・9・13(9・3)の一条へ	①寛喜3・4・19(4・19)の一条へ	①寛喜3・2・21(2・12)の一条へ	8・4(7・15)の二条へ ①寛喜2・7・③15、②2・7・26、③2・	①安貞3・1・④27(1・27)の一条へ	①安貞2・5・16(5・16)の一条へ

25殿下 (近衛兼経)	北政所 (九条道家女仁子)	姫君 (流産七ヶ月)		子刻		①嘉禎4・9・18〔9・18〕の一条〇
26(九条頼経)	二棟御方(藤原親能女大宮殿)	若君(頼嗣)	施薬院使良 基朝臣薬師 堂宅	辰刻	○	①延応1・8・②8、②1・8・22、③1・ 10・⑦17、④1・10・①28、⑤1・11・①6、 ⑥1・11・②20、⑦1・11・⑨21、⑧1・12・ 21〔11・21〕の八条△二〇
27(後嵯峨天皇)	(西園寺美氏女婧子)	皇子(久仁・ 後深草天皇)		午刻		①寛元1・6・①18〔6・10〕の一条△二〇
28左親衛 (北条時頼)	妾 (幕府女房讃岐)	男子(宝寿・ 時利)				①宝治2・5・28、②2・6・1〔5・ 28〕の二条〇
29秋田城介 (安達)義景		男子				①建長2・7・18〔7・18〕の一条〇
30	北御所	(性別不明)				①建長3・2・1〔1・22〕の一条〇
31相州 (北条時頼)	室(北条重時女)	若君(時宗)	松下禅尼甘 縄第	酉終刻		①建長2・8・27、②2・12・③5、③2・ 12・8、④2・12・④13、⑤2・12・②18、 ⑥3・1・①17、⑦3・1・②21、⑧3・5・ 1、⑨3・5・①14、⑩3・5・⑧15、⑪3・ 5・①21、⑫3・5・①27、⑬3・5・①29、 ⑭3・7・8〔5・15〕の一四条△二四

37 將軍家 (宗尊親王)	36 和泉六郎左衛門尉 (天野景村)	35 宇都宮經綱	34 相州 (北条時頼)	33 相州 (北条時頼)	32 秋田城介 (安達)義景
御息所 (近衛兼経女)	妊婦	奥州禪門 (北条重時)息女	室	室家 (北条重時女)	妻
姫宮(倫子)	嬰兒死去 (性別不明)	誕生流産 (性別不明)	姫公	男子(宗政)	女子(北条時宗室堀内殿)
左近大夫將 監宗政朝臣 亭					
辰刻			寅刻	戌刻	午刻
①文永 2・5・②10、②2・6・③13、③2・7・10、④2・7・①4、⑤2・8・5、⑥2・8・15、⑦2・8・②16、⑧2・9・1、⑨2・9・⑬21、⑩2・10・②18、⑪2・11・①13、⑫2・11・17〔9・21〕の二二条 △三九	①弘長 1・7・①9〔7・8乃至其以前〕の一条△二	△〇	①建長 6・10・⑥6〔10・6〕の一条△六	①建長 4・7・28、②4・10・②3、③5・1・④28、④5・3・21〔1・28〕の四条 △六	①建長 4・7・4〔7・4〕の一条△〇

38 彈正少弼	室左京兆	男子(時兼)				①文永3・3・11〔3・11〕の一条〈○〉
(北条)業時朝臣	(北条政村)姫君					

〔備考〕表中の( )内はすべて稿者による補記。出誕関連諸役欄の○印付記は、最下欄の出誕関連記事所見条中に出誕関連諸役が所見されるもの。その条の数字は年・月・日、○印付記月は閏月、「」内月・日は当該誕生児の出生日、月・日記載の右○印付記小数字は、当該条に所見される具体的固有名をもち、あるいは具体的固有名をもたなくとも、某人物と特定しうる出誕関連諸役人の員数、各所見条下のへ内数字は、その全員数を各々示す。

これら諸例のあり方から種々様々な事柄を汲み分けうるが、ここでは、つぎの諸点を指摘しておこう。

(一)、誕生児の父者・母者の出自記載について

全三八例のうち、父者を明らかにしえないのは、30の一例のみであり、母者を明らかにしえないのは、12 14 29 30 32 34の七例である。従って母者を明らかにしえない事例の方が父者を明らかにしえない事例よりも遥かに多いこと。これは当然のことながら、所生子女の出自に関して、母系よりも父系を重視する意識に基拠していることを明示するものである。ところで、誕生児の父者・母者双方の出自を検討してみるに、まず、父者・母者双方の出自について、これを氏族別事例数の卓越する順次に随って列挙すると、およそつぎのようになる。

〈父者の出自〉

- 1、北条氏…………… 8 9 12 15 16 17 21 28 31 33 34 38の一二例
- 2、藤原氏…………… 3 6 11 13 24 25 26の七例
- 3、皇族…………… 10 20 22 23 27 37の六例



4、源氏……………1 2 4 7の四例

5、其他氏族

三浦氏……………	18	19	の二例
安達氏……………	29	32	の二例
比企氏……………	5	の一例	
二階堂氏……………	14	の一例	
宇都宮氏……………	35	の一例	
天野氏……………	36	の一例	
の八例			

6、不明……………30の一例

〈母者の出自〉

1、北条氏……………1 7 11 13 18 19 21 31 33 35 38の一一例

2、藤原氏……………2 10 20 22 23 25 26 27 37の九例

3、源氏……………3 6 24の三例

4、其他氏族

伊賀氏……………	9	15	の二例
伊佐氏……………	8	の一例	
安達氏……………	16	の一例	
三浦氏……………	17	の一例	
の五例			

5、不明……………4 5 12 14 28 29 30 32 34 36の一〇例

〈父者・母者双方全体の出自〉

- 1、北条氏……………1 7 8 9 11 12 13 15 16 17 18 19 21 21 28 31 31 33 33 34 35 38 38の二三例（約三〇・三%）〔全事例数七六に占める〕
- 2、藤原氏……………2 3 6 10 11 13 20 22 23 24 25 25 26 26 27 37の一六例（約二一・一%）
- 3、源氏……………1 2 3 4 6 7 24の七例（約九・二%）
- 4、皇族……………10 20 22 23 27 37の六例（約七・九%）
- 5、其他氏族……………5 8 9 14 15 16 17 18 19 29 32 35 36の一三例（約一七・一%）
- 6、不明……………4 5 12 14 28 29 30 30 32 34 36の一一例（約一四・五%）

これにより、誕生の父者・母者双方の出自を氏族別にみた場合、前者については、北条氏が一二例で最も多く、以下に藤原氏（七例）↓皇族（六例）↓源氏（四例）↓其他氏族（三浦・安達両氏の各二例が最も多く、比企氏以下の四氏が各一例ずつの都合八例。）の順につづくこと。

後者については、北条氏が一一例で最も多く、以下に藤原氏（九例）↓源氏（三例）↓其他氏族（伊賀氏の二例が最も多く、伊佐氏以下の三氏が各一例ずつの都合五例。）の順につづくこと。ここには皇族が全くみられないこと。そしてそれら父者・母者双方の出自を全体的にみるならば、北条氏が全体の約三分の一弱（約三〇・三%）を占めていて最も多く、これにつぐのが藤原氏（約二一・一%）であり、以下に源氏（約九・二%）↓皇族（約七・九%）↓其他氏族（この中では三浦・安達両氏が各三例ずつで最も多い。）の順になること。

従って誕生の父者・母者双方の出自記載に関して、諸多の氏族中、北条氏のそれが最も卓越していることを明らかにしうる。こうした北条氏の出生記事のあり方に対して、同氏はもとよりのこと、藤原・源両氏よりもさらに記載事例数の少ない皇族のそれについて、ここに少しく述べておこう。

同書が叙述対象範囲とする治承四（一一八〇）年から文永三（一二六六）年までの八七年間に果たして如何ほどの皇（王）子女が出産されたかは、もとよりその正確な員数を明らかにしえないが、これをいま試みに「史料綜覧」によって窺いみるだけでも、左記のごとく四九名を挙示しうる

（所載条は、是歳（月）条をのぞけば、ほぼそのまま当該人物の出生年・月・日条とみなしてもよい。○印付記月は閏月を示す。これは、以下の列挙記載に

おいても同  
様である。

人名

1、高倉上皇皇子尊成	治承 4・7・14条
2、後白河法皇皇女觀子	養和 1・10・5条
3、後鳥羽天皇皇女昇子	建久 6・8・13条
4、後鳥羽天皇皇子為仁	建久 6・11・1条
5、後鳥羽天皇皇子長仁	建久 7・10・16条
6、後鳥羽天皇皇子守成	建久 8・9・10条
7、守貞親王王女利子	建久 8是歳条
8、後鳥羽上皇皇子覚仁	建久 9是歳条
9、後鳥羽上皇皇子雅成	正治 2・9・11条
10、後鳥羽上皇皇女礼子	正治 2是歳条
11、守貞親王王女能子	正治 2是歳条
12、後鳥羽上皇皇子寛成	元久 1・4・2条
13、後鳥羽上皇皇子朝仁	元久 1・7是月条
14、後鳥羽上皇皇女瀬子	元久 2・2・16条
15、守貞親王王子道深法親王	建永 1・9・4条
16、後鳥羽上皇皇子尊円	承元 1是歳条

- |     |               |    |          |
|-----|---------------|----|----------|
| 17、 | 守貞親王王子茂仁親王    | 建曆 | 2・2・18条  |
| 18、 | 順德天皇皇子尊覺      | 建保 | 2・7是月条   |
| 19、 | 土御門上皇皇子仁助     | 建保 | 3是歳条     |
| 20、 | 順德天皇皇女穠子      | 建保 | 4是歳条     |
| 21、 | 順德天皇皇子        | 建保 | 5・2・30条  |
| 22、 | 順德天皇皇女諦子      | 建保 | 5・3・22条  |
| 23、 | 土御門上皇皇子尊助     | 建保 | 5是歳条     |
| 24、 | 順德天皇皇子懷成      | 建保 | 6・10・10条 |
| 25、 | 雅成親王王子澄覚法親王   | 承久 | 1是歳条     |
| 26、 | 土御門上皇皇子邦仁     | 承久 | 2・2・26条  |
| 27、 | 後堀河天皇皇子秀仁     | 寛喜 | 3・2・12条  |
| 28、 | 後堀河天皇皇女昱子     | 寛喜 | 3・9・29条  |
| 29、 | 後堀河天皇皇女暉子     | 貞永 | 1・9・3条   |
| 30、 | 九条廃帝皇女義子      | 文曆 | 1是歳条     |
| 31、 | 後嵯峨天皇皇子宗尊     | 仁治 | 3・11・22条 |
| 32、 | 後嵯峨天皇皇子久仁     | 寛元 | 1・6・10条  |
| 33、 | 後嵯峨天皇皇子(即日薨去) | 寛元 | 1・11・21条 |
| 34、 | 後嵯峨上皇皇子性助法親王  | 宝治 | 1・7・23条  |

35、後嵯峨上皇皇女綜子	宝治 1・10・9条
36、後嵯峨上皇皇子恒仁	建長 1・5・27条
37、後嵯峨上皇皇女愷子	建長 1是歳条
38、後嵯峨上皇皇子雅尊	建長 6・⑤・28条
39、後嵯峨上皇皇子貞良	康元 1・4・10条
40、後嵯峨上皇皇女悦子	正元 1是歳条
41、龜山天皇皇女	文応 1・2・29条
42、龜山天皇皇女	弘長 2・6・2条
43、龜山天皇皇女	弘長 2・11・8条
44、後嵯峨上皇皇女懌子	弘長 2是歳条
45、宗尊親王王子惟康	文永 1・4・29条
46、後深草上皇皇子熙仁	文永 2・4・23条
47、龜山天皇皇子知仁	文永 2・7・11条
48、宗尊親王王女倫子	文永 2・9・21条
49、龜山天皇皇女貴子	文永 2・11・14条

これら諸人物の各出誕の事蹟について、『吾妻鏡』には、24の皇子懐成（九条廃帝）、27の皇子秀仁（四条天皇）、29の皇女暉子、32の皇子久仁（後深草天皇）、48の王女倫子の五名（これら五名のうち、二名までが皇位継承者。）のみを記載するにすぎない。ところで、前述の八七年間に洪緒を承襲された方は、つぎの一〇名を数える。

〈皇位継承者〉

〈当該天皇の出誕生日〉

後鳥羽天皇

治承四年七月一四日

土御門天皇

建久六年十一月一日

順徳天皇

建久八年九月一〇日

○九条廃帝〈仲恭天皇〉

建保六年一〇月一〇日

後堀河天皇

建暦二年二月一八日

○四条天皇

寛喜三年二月一二日

後嵯峨天皇

承久二年二月二六日

○後深草天皇

寛元元年六月一〇日

龜山天皇

建長元年五月二七日

伏見天皇

文永二年四月二三日

むろん前記『史料綜覧』には、これら一〇名すべての出誕記事が載録されている。ところが『吾妻鏡』には、そのうち〇印付加の二名しか載録されていないこと既述の通りである。これを如何ように判釈したらよいであろうか。後世の編纂物たる『吾妻鏡』のそうした記載のあり様は、たとえ同書の現行本が順徳・龜山両天皇の出誕された建久八年(前者の場合)と建長元年(後者の場合)との両年次の記事を全く闕逸しているといった事情を介意するにしても、編年史書としては、やはり不備・不十分なものとの評言を免れぬであろう。そしてこうしたことを最も端的に詮表するのが、下記のごとき諸事例であろう。すなわち、諸多の皇(王)子女の中から、敢えて同書に載録されねばならなかった程の、これといった格別な必要性ないし理由を見い出せないにもかかわらず、同書に載録されているのが、29の皇女暉子の出誕記事であり、また、

それとは逆のケースとして、同書に載録されて然るべき十分な必要性ないし理由を見い出せるにもかかわらず、同書に載録されていないのが、26の皇子邦仁と45の王子惟康の出誕記事である。何となれば、26の皇子邦仁は、後の後嵯峨天皇であり、将軍家宗尊親王の実父に外ならず、また、45の王子惟康は、その宗尊親王の嫡長子にして、実父宗尊親王の後を襲うて将軍家となった人物だからである。もっとも、これら両者のうち、後者の王子惟康の事例は、その出誕年たる文永元年の記事が同書の現行本には全く亡佚しているので、ここでは一応除外しておき、残る一方の前者、すなわち皇子邦仁の事例のみを挙げるにとどめておこう。こうしてみると、同書所載の皇(王)子女の出誕記事は、必ずしも当然とした載録基準に拠っているものとは考え難く、そこには、かなりの不備・不十分さが認められるのは否めない。これは、同書の皇族に関わる記述、中に就き、皇(王)子女の出誕記述については、それが、冷淡とはいえぬまでも、さほど細心の意を用いて為されているとはいえぬように思う。

## (二)、誕児の性別記載について

先記三八例の誕児を性別の上からみてみるに、男児が二三例、女児が九例、性別不明が六例という具合である。このうち男児は、「皇子」(10 20 23 27の四例)、「若君」(26 31の二例)、「若公」(2の一例)の七例以外の一六例がすべて「男子」と表記されている。これに対して女児は、「皇女」(22の一例)、「姫君」(25の一例)、「姫公」(34の一例)、「姫宮」(37の一例)の四例を除く五例がすべて「女子」である。これにより、天皇の所生子女たる「皇子」「皇女」以外は、たとえ源家将軍家であれ、紳縉貴族であれ、北条その他諸氏であれ、すべて等し並みに「男子」「女子」と表記されている事例の多いことを知りうるが、ここに一顧されねばならぬのは、男児の出誕について、①貞暁(2)を「若公」、②将軍家頼嗣(26)と北条時宗(31)をともに「若君」と表記していること。そして女児の出誕について、③皇族将軍家宗尊親王王女(倫子)(37)が「姫宮」、摂政近衛兼経子女(25)が「姫君」、北条時頼子女(34)が「姫公」と各々表記されており、

これらの中、とくに北条氏の子女が「姫公」と表記されていることである。まず、①について、その所生母たる常陸介藤原時長子女が「殿中に祇候する間」、頼朝と密通し、「絆露顕するによって御台所御厭ひの思ひ甚し」かったが故に、その御産の儀も「毎事省略」されたものであったというように、貞暁の出誕の場合、彼と異母兄弟の間柄にある頼家や実朝のそれとは大いに異なるものであったとされている。それにしても、その誕生の父者は外ならぬ二品頼朝である。そこで当該記事の筆録者は、その出誕が決して周囲の多くの人々から大いに祝福されたものではなかっただけに、なおさらのこと、件の出誕に同情と敬意の念をこめて、誕生を記すに、単なる「男子」ではなく、「若公」の語辞を用いるに至ったかと考えられなくもない。また、②については、将軍家頼嗣(26)と北条時宗(31)がともに「若君」と表記されていることからみて、表記の意識面においては、それら両者が同等にみられていたことを窺知せしめよう。そしてこれら男児の出誕についての①②に関する事柄と、女兒の出誕について先記した③に関する事柄とをさらに補うべく、上乗の出誕記事をも包含する諸記事に所見される男児の表記「若君」「若公」「若宮」や、女兒の表記「姫君」「姫公」「姫宮」やが、各々如何なる人物に宛て用いられているかの調査結果をば、性別・氏別・人別に各々分類整理して、分かり易くまとめて示すと、およそつぎのようになる。

〈男児の表記〉

藤原氏 一二八例……「若君」一二四例(約九六・九%)「若公」三例(約二・三%)「若宮」一例(約〇・八%)

〈九条〉将軍家頼経 六三例……「若君」六一例 「若公」二例

〈九条〉将軍家頼嗣 三六例……「若君」三六例

人物  
 〈九条〉将軍家頼嗣舎弟乙若 二二例……「若君」二二例

内訳  
 〈九条〉道家子息福王 六例……「若君」五例 「若宮」一例



〔西園寺〕実氏子息道勝 一例……………〔若公〕一例

〔近衛〕兼経子息基平 一例……………〔若君〕一例

源氏 八五例……………〔若公〕五八例(約六八%) 〔若君〕二五例(約三〇%) 〔若宮〕二例(約二%)

將軍家頼家 五一例……………〔若公〕四一例 〔若君〕一〇例

將軍家実朝 一三例……………〔若公〕七例 〔若君〕六例

將軍家頼朝子息貞暁 七例……………〔若公〕七例

將軍家頼家子息善哉 六例……………〔若君〕三例 〔若宮〕二例 〔若公〕一例

將軍家頼家子息一幡 六例……………〔若君〕五例 〔若公〕一例

將軍家頼家子息〔尾張中務丞養君〕 一例……………〔若君〕一例

將軍家頼家子息栄実 一例……………〔若公〕一例

北条氏 一七例……………〔若公〕一四例(約八二%) 〔若君〕三例(約一八%)

時頼子息時宗 七例……………〔若公〕五例 〔若君〕二例

義時子息泰時 三例……………〔若公〕三例

時氏子息経時 二例……………〔若公〕二例

時頼子息宗政 二例……………〔若公〕二例

義時子息政村 一例……………〔若公〕一例

時頼子息時利 一例……………〔若君〕一例

時頼子息某 一例……………〔若公〕一例

人物  
内訳

人物  
内訳

皇族 一〇例……………「若宮」一〇例（一〇〇％）

人物 將軍家宗尊親王王子惟康 七例……………「若宮」七例

内訳 高倉天皇皇子守貞親王 二例……………「若宮」二例

以仁王王子某 一例……………「若宮」一例

〈女兒の表記〉

源氏 四八例……………「姫君」三六例（七五％）「姫公」一二例（二五％）

將軍家頼朝子女大姫 三〇例……………「姫君」一九例 「姫公」一一例

將軍家頼朝子女乙姫 一三例……………「姫君」一三例

人物 將軍家頼家子女竹御所 二例……………「姫君」二例

内訳 義仲妹某 一例……………「姫公」一例

竹御所養女某 一例……………「姫君」一例

綾小路師季子女某 一例……………「姫君」一例

北条氏 九例……………「姫公」五例（約五六％）「姫君」四例（約四四％）

時頼子女某 三例……………「姫君」二例 「姫公」一例

政村子女某 三例……………「姫君」二例 「姫公」一例

義時孫女富士姫 二例……………「姫君」一例 「姫公」一例

人物 泰時子女某 一例……………「姫公」一例

内訳 時氏子女檜皮姫 一例……………「姫公」一例

藤原氏 九例……「姫君」八例(約八九%)「姫公」一例(約一一%)

〈一条〉能保子女某 五例……「姫君」四例 「姫公」一例

人物 〈九条〉道家子女(伶子と某) 二例……「姫君」二例

内訳 〈近衛〉兼経子女某 一例……「姫君」一例

〈近衛〉兼経子女幸子 一例……「姫君」一例

皇族 六例……「姫宮」六例(二〇〇%)

人物 宗尊親王王女倫子 五例……「姫宮」五例

内訳 九条院官女某子女某 一例……「姫宮」一例

これら諸事例のあり方から、㊶、男児に「若君」「若公」両表記が、女兒に「姫君」「姫公」両表記が各々使用されているのは、諸多の氏族中、藤原・源・北条の三氏族の場合に限られていること。㊷、男児の「若君」「若公」両表記に占める前者の使用比率が最も高いのは、藤原氏(約九七%)であり、以下、源氏(約三〇%) ↓北条氏(約一八%)の順につづいていること。この藤原氏の高率を、より多くの事例を以て示すのが、將軍家の頼経や頼嗣、あるいはその頼嗣の舎弟乙若などの場合である。㊸、これは当然のことながら、それら「若君」「若公」両表記に占める後者の比率が最も高いのは、北条氏(約八二%)であり、以下、源氏(約六八%) ↓藤原氏(約二%)の順につづいていることになる。㊹、一方、女子の「姫君」「姫公」両表記に占める前者の使用比率が最も高いのは、藤原氏(約八九%)であり、以下、源氏(七五%) ↓北条氏(約四四%)の順につづいていること。この藤原氏の高率を、より多くの事例を以て示すのが、一条能保子女の場合である。㊺、これは当然のことながら、それら「姫君」「姫公」両表記に占める後者の使用比率が最も高いのは、北条氏(約五六%)であり、以下、源氏(二五%) ↓藤原氏(約一一%)の順につづいていることになる。㊻、

上述の①～⑤に指摘したことより、「男児」「女児」両表記のあり様からは、共通して藤原氏↓源氏↓北条氏、あるいは北条氏↓源氏↓藤原氏という用字意識上の等差、ないしは順次づけを汲み分けうるが、これは、北条氏が藤原・源両氏以外の諸多の氏族よりも、一層それら藤原・源両氏に近い存在、ないしはほぼ等し並みの存在とする意識を基調としていることを思量せしめること。⑦、とはいえ、それはあくまでも、北条氏が藤原・源両氏以上の存在としてではなく、北条氏がそれら藤原・源両氏に準ずる存在として位置づけられていることを示すものであろう。⑧、そして、こうした北条氏にあっても、時宗と時利のみに「若君」の表記がみられ、しかも、その時宗に該表記が二例認められるのは、注意されてよいことであろう。⑨、上に触れた藤原・源・北条の三氏以外の存在としての皇族にあつては、男児が「若宮」、女児が「姫宮」で各々すべて統一表記されていること。⑩、これら「若宮」「姫宮」両表記が皇族以外の諸氏族に宛て用いられている事例としては、「若宮」が、九条道家子息福王に一例、源頼家子息善哉に二例、の計三例認められるのみであり、「姫宮」が皇族以外の諸氏族に宛て用いられている事例は全く認められないこと。

なお、先掲表一にみる六例の性別不明者のうち、30の一例を除く五例にあつては、母者（6・24の二例）が、あるいは誕生（18・24・35・36の四例）が、さらにあるいは母者・誕生双方（24の一例）が、ともに難産による死産・流産ということに逝去するに至っている事例である。このほかに、誕生の性別が判明していて、難産による母者・誕生（男児）双方の逝去が一例（23）、やはり難産による誕生（女児）の流産が一例（25）認められる。

### ③、出誕関連記事の所見条数について

如何なる人物の出誕に関わる記事がより多く載録されているか、これを該記事の所見条数の点から検討してみると、北条時宗の一五条を首位にして、将軍家源頼家の一二三条が二位、将軍家源実朝と宗尊親王王女倫子の各一二条が三位、将軍家九条頼嗣の八条が四位、北条義時子女、一条実雅子女（生母は北条義時子女）、北条時頼子息宗政の各四条が五位、

北条義時子息（時尚カ）、三浦泰村子女（生母は北条泰時子女）が各三条で六位とつづき、以下、七位に位置する二条が五例あり、八位に位置する一条が二三例ある。この最下位に位置する八位の一条の二三例は、全三八例の約六一%を占めている。このようにランク付けされた事例の内容を注視すると、二位〜四位に位置する四名の誕生は、すべて將軍家ないし將軍家子女（倫子）であり、五位・六位に位置する五名の誕生は、北条氏の子息子女ないしその誕生の生母が北条氏の子女の場合である。こうした五位・六位や、その上位たる二位〜四位よりも、さらに上位の首座に位置する誕生が北条時宗なのである。つまり、北条時宗の出誕関連記事は、將軍家やその子女の該記事よりも、所見条数の点で上廻っているのである。これを以て如何に北条時宗の出誕関連記事が多く所見条数を有しているかをよく理會しうるのである。

#### 四、出誕関連諸役人の員数記載について

出誕関連記事に所見される具体的固有名をもち、あるいは具体的固有名をもたなくとも、これを某人物と特定しうる出誕関連諸役人の員数をば、各誕生の場合ごとに調査検討してみると、將軍家源実朝が五二人で首位を占め、以下、將軍家源頼家が五一人で僅少差ながら二位、宗尊親王王女倫子が三九人で三位、北条時宗が二四人で四位、將軍家九条頼嗣が二二人で五位、北条時尚カが一三人で六位、一条実雅子女（生母は北条義時子女）が一二人で七位、北条時頼子女、北条宗政の両者がともに六人で八位、北条義時子女が五人で九位、三浦泰村所生子（性別不明で生母は北条泰時子女）が四人で一〇位、北条有時、一条実顕カ（生母は北条義時子女）、三浦泰村子女（生母は北条泰時子女）の三名がともに三人で一一位（四名の一人で一一位以下は省略）となっている。このように一位より一一位までに位置する誕生が如何なる人物かを検討してみると、首位から五位までの上位グループに属する誕生は、將軍家ないし將軍家の子女（宗尊親王王女倫子）を主とする者の場合であり、六位から一一位までの下位グループに属する誕生は、北条氏の子息子女か、もしくは北条氏の子女を生母とする者の場

合に限られていることが知られる。

一体に、こうした記載のあり様は、歴代將軍家に関わる諸事蹟を中心に、ほぼ年月の経過順に随って叙述が進められている同書の記載体例からすれば、極めて自然な姿とさえいえよう。誕生の出誕関連記事に所見される出誕関連諸役人の員数の卓越順次をば、全体的に眺めてみた時には、確かに將軍家ないし將軍家の子女の場合が首位を占め、北条氏の子息子女、もしくは北条氏の子女を生母とする場合がそれに次ぐ存在であるが、なお仔細にみると、そうした北条氏の中にあっても、ひとり時宗のみが將軍家九条頼嗣よりも上位にあることを認めうる。これは、同書の編纂者が北条時宗の出誕関連事項についての記述を量的に豊かなものとし、また、質的に精細なものならしめるべく努めていることを考定せしめるに足る有用な一徴証として、取り分け留意されてよいことであろう。

これまで述べ来たったように、出誕関連記事所見条数においては、北条時宗の方が、將軍家ないし將軍家の子女よりも上廻るものの、当該記事に所見される出誕関連諸役人の員数においては、逆に將軍家（但し、歴代將軍中、九条頼嗣の一名のみを除くそれ）ないし將軍家の子女の方が、北条時宗よりも凌駕しているという記述内容のあり様は、將軍家の存在意義を介意するならば、その内容が、ほぼ史実を反映する信憑性の高いものであることを語り示すとともに、同書の編纂者が北条時宗の出誕に関わる諸事蹟について、これをより詳密精細に叙述することに努めていることを窺知せしめるのである。

なお、この北条時宗の出誕記事には、同書に登場する諸多の僧侶中、一一九条という桁外れの最多所見条数をもつとともに、幕府中枢に深く関わり、他の追隨を許さぬ程の多くの「法験」を発現したとされる、いわゆる政僧隆弁が註大きく関与しており、先掲史料⑩の傍波線部分の記述にある如く、この隆弁が、やがて出誕するであろう新誕生の出誕日時と性別をば、夢中で白髪老人から告知されることで、物の見事に予言的中させるといった法験と奇特が特筆大書されていて、これが件の記事をして数多ある出誕記事の中にあっても、殊のほか印象深く精彩あるものならしめているといえ

るのである。

(四) 誕児の出誕刻限並びに産所の記載について

誕児の出誕刻限ないしそれに準ずる頃おいを示す記載は二六例にみられ、これは全三八例の約六八%に相当する。また、具体的な出誕場所、すなわち産所について記載するのは一一例あり、これは全三八例の約二九%に相当する。従つて産所を記載する事例数(一一例)は、出誕刻限ないしそれに準ずる頃おいを示す記載事例数(二六例)の半分以下ということになる。そしてこの産所の記載がみられるのは、誕児が將軍家源頼家、源頼朝子息貞暁、將軍家源実朝、北条有時、北条義時子女、北条時頼、後堀河天皇皇子(但し死産)、將軍家九条頼経所生子(性別不明にして死産)、將軍家九条頼嗣、北条時宗、將軍家宗尊親王王女倫子の一名の事例においてである。これを整理すれば、皇族が二名(將軍家宗尊親王王女倫子を含む)、將軍家もしくは將軍家子息子女が六名(上記倫子を含む)、北条氏の子息子女が四名ということになって、皇族、將軍家もしくは將軍家の子息子女、それに北条氏の子息子女の場合に限られていることが分かる。そして、この北条氏の子息の中に時宗が含まれていることを注意しておきたい。

ところで、同書には、嫁娶なる為事が執行されたこと、あるいはその為事を執行することが取り決められ、やがてそれが履行されたとみられることを主要内容とする、いわゆる嫁娶記事が、

夫 者

妻 者

所 見 条

1、足利義兼

北条時政子女

治承5・2・1条

2、加々美長清

平広常子女

治承5・2・1条

3、帥 六郎

新田義重子女

寿永1・7・14条

4、源 義経

河越重頼子女

元暦1・9・14条

5、九条良経	一条能保子女	〔建久2・6・9条 " 2・7・11条
6、北条義時	比企朝宗子女	建久3・9・25条
7、北条泰時	三浦義村子女	建仁2・8・23条
8、源実朝	坊門信清子女	〔元久1・8・4条 " 1・12・10条
9、源通行	綾小路師季子女	建保6・2・4条
10、一条実雅	北条義時子女	承久1・10・20条
11、九条頼経	源頼家子女竹御所	寛喜2・12・9条
12、北条時頼	毛利季光子女	延応1・11・2条
13、九条頼嗣	北条時氏子女檜皮姫	〔寛元3・5・23条 " 3・7・26条
14、北条長時	北条時盛子女	宝治1・3・27条
15、北条時利	小山長村子女	正嘉2・4・25条
16、宗尊親王	近衛兼経子女宰子	正元2・3・21条
17、北条時宗	安達義景子女堀内殿	弘長1・4・23条
18、北条宗政	北条政村子女	文永2・7・16条

と一八例ほど登載されているが、この一八例、すなわち一八組もの各夫妻双方の中にあって、先に触れたいわゆる出誕



記事所見の出産児と合致し、しかも、夫妻関係にあったことが確認される人物は、北条時宗とその室家堀内殿(安達義景子女にして北条貞時の生母。)のみに限られているのである。これは、たとえ同書の現行本が完本ではなく、その起筆年たる治承四(一一八〇)年より擱筆年たる文永三(一二六六)年までの八七年間のうち、寿永二(一一八三)年、建久七(一一九六)年、建久八(一一九七)年、建久九(一一九八)年、仁治三(一二四二)年、建長元(一二四九)年、建長七(一二五五)年、正元元(一二五九)年、弘長二(一二六二)年、文永元(一二六四)年の都合九年間(全八七年間の約一割)の記事が闕逸していることを念慮したとしても、自余の七八年間(全八七年間の約九割)という全体の大部分を占める記事が伝存していることより判じて、同書の編纂者が北条時宗・安達義景子女堀内殿両者各々の出産と嫁娶に、重く深い意義を認めて、これらの事蹟に関して殊のほか意を用いて、その記述を試みていることを明示する証跡として、大いに刮目されてよいことであろう。

## 二、『吾妻鏡』所見の「御」字の用法

一体に『吾妻鏡』において尊敬・敬意・丁寧の意を表わし示す「御」字が如何なる人物に使用されているかを一渉り調査してみると、一九一名・一九一例(同一条に、同一人物が複数例所見される場合でも、これを一例と数える。)を検出しうる。いま、その全例を登場順に随って掲記すると、つぎのようになる。

列挙 番号	「御」字使用者	所在 条
1、	上皇 <small>(後白河天皇皇子高倉上皇)</small>	治承 4・4・27条
2、	若宮 <small>(後白河天皇皇子以仁王子息)</small>	“ 4・5・16条
3、	高倉宮 <small>(後白河天皇皇子以仁王)</small>	“ 4・5・19条

- |                           |    |   |   |    |   |    |   |
|---------------------------|----|---|---|----|---|----|---|
| 4、武衛(源義朝子息頼朝)             | 〃  | 4 | ・ | 6  | ・ | 22 | 条 |
| 5、北条(時家子息時政)              | 〃  | 4 | ・ | 7  | ・ | 5  | 条 |
| 6、左典廐(源為義子息義朝)            | 〃  | 4 | ・ | 8  | ・ | 9  | 条 |
| 7、予州禪門(源頼信子息頼義)           | 〃  | 4 | ・ | 9  | ・ | 11 | 条 |
| 8、廷尉禪門(源義親子息為義)           | 〃  | 4 | ・ | 9  | ・ | 11 | 条 |
| 9、後冷泉院(後朱雀天皇皇子)           | 〃  | 4 | ・ | 10 | ・ | 12 | 条 |
| 10、故中宮大夫進(源義朝子息朝長)        | 〃  | 4 | ・ | 10 | ・ | 18 | 条 |
| 11、奥州九郎(源義朝子息義経)          | 〃  | 4 | ・ | 10 | ・ | 21 | 条 |
| 12、白河院(後三条天皇皇子)           | 〃  | 4 | ・ | 10 | ・ | 21 | 条 |
| 13、武衛(源頼朝)生母(藤原季範子女)      | 〃  | 5 | ・ | 3  | ・ | 1  | 条 |
| 14、村山七郎源頼直                | 〃  | 5 | ・ | 5  | ・ | 16 | 条 |
| 15、姫君(源頼朝子女大姫)            | 〃  | 5 | ・ | 5  | ・ | 23 | 条 |
| 16、源義重子女(源義朝子息義平室家、帥六郎室家) | 寿永 | 1 | ・ | 7  | ・ | 14 | 条 |
| 17、後三条院(後朱雀天皇皇子)          | 〃  | 1 | ・ | 9  | ・ | 20 | 条 |
| 18、輔仁親王(後三条天皇皇子)          | 〃  | 1 | ・ | 9  | ・ | 20 | 条 |
| 19、陸奥守源朝臣義家(源頼義子息)        | 〃  | 1 | ・ | 9  | ・ | 20 | 条 |
| 20、中納言法眼円暁(輔仁親王孫)         | 〃  | 1 | ・ | 9  | ・ | 20 | 条 |
| 21、御台所(源頼朝室家北条政子)         | 〃  | 1 | ・ | 10 | ・ | 17 | 条 |

22、	若公（源賴朝子息賴家）	〃	1	・	10	・	17	条
23、	桓武天皇（光仁天皇皇子）	〃	3	・	1	・	10	条
24、	朱雀院（醍醐天皇皇子）	〃	3	・	1	・	10	条
25、	木曾殿（源義賢子息義仲）	〃	3	・	2	・	21	条
26、	大師（佐伯田公子息真魚〈弘法〉）	元曆	1	・	7	・	2	条
27、	三州（源義朝子息範賴）	〃	2	・	2	・	29	条
28、	左馬頭義仲妹公（源義賢子女宮菊）	〃	2	・	3	・	3	条
29、	建礼門院（平清盛子女德子〈高倉天皇中宮〉）	〃	2	・	3	・	24	条
30、	若宮（高倉天皇皇子守貞〈後高倉院〉）	〃	2	・	3	・	24	条
31、	崇神天皇（開化天皇皇子）	〃	2	・	3	・	24	条
32、	後朱雀院（一条天皇皇子）	〃	2	・	3	・	24	条
33、	崇徳院（鳥羽天皇皇子）	〃	2	・	4	・	29	条
34、	左兵衛佐局（源賴朝親類）	〃	2	・	5	・	1	条
35、	成務天皇（景行天皇皇子）	〃	2	・	6	・	21	条
36、	用明天皇（欽明天皇皇子）	〃	2	・	6	・	21	条
37、	孝謙天皇（聖武天皇皇女）	〃	2	・	6	・	21	条
38、	醍醐天皇（宇多天皇皇子）	〃	2	・	6	・	21	条
39、	冷泉天皇（村上天皇皇子）	〃	2	・	6	・	21	条

40、	一条天皇(円融天皇皇子)	〃	2	6	21
41、	法皇(鳥羽天皇皇子後白河法皇)	文治	1	10	19
42、	左典廐(藤原通重子息能保)室家(源頼朝妹)	〃	1	10	24
43、	左典廐(藤原通重子息一条能保)	〃	1	11	15
44、	大織冠(中臣御食子子息藤原鎌足)	〃	1	11	22
45、	右府(藤原忠通子息九条兼実)	〃	1	12	7
46、	上西門院(鳥羽天皇皇女統子)	〃	2	1	3
47、	左府(藤原経実子息経宗)	〃	2	1	17
48、	左典廐(一条能保)男女子息	〃	2	2	1
49、	二品若公(源頼朝子息貞暁)	〃	2	2	26
50、	常陸介藤時長女(源頼朝子息貞暁生母)	〃	2	2	26
51、	当撰政殿(近衛基実子息基通)	〃	2	2	27
52、	帥中納言(藤原光房子息経房)	〃	2	3	24
53、	知足院殿(藤原師通子息忠実)	〃	2	4	20
54、	高陽院(藤原忠実子女泰子)	〃	2	4	20
55、	陸奥守秀衡入道(藤原基衡子息)	〃	2	4	24
56、	仁和寺宮(後白河天皇皇子守覚法親王)	〃	2	11	5
57、	御台所(北条政子)祖母(伴兼房子女)	〃	4	4	23

58、鳥羽院（堀河天皇皇子）	”	5	・	9	・	10	条
59、源義兼（源義康子息）	”	6	・	2	・	11	条
60、右府（藤原忠雅子息兼雅）	建久	1	・	11	・	30	条
61、主上（高倉天皇皇子尊成（後鳥羽天皇））	”	1	・	12	・	1	条
62、中宮（九条兼実子女任子（後鳥羽天皇中宮））	”	1	・	12	・	1	条
63、左幕下（九条兼実子息良経）	”	2	・	7	・	11	条
64、殷富門院（後白河天皇皇女亮子内親王）	”	2	・	12	・	24	条
65、金剛殿（北条義時子息泰時）	”	3	・	5	・	26	条
66、男子（源頼朝子息実朝）	”	3	・	8	・	9	条
67、江間殿（北条時政子息義時）	”	3	・	9	・	25	条
68、男女御息（源頼朝子息子女（頼家・実朝・大姫・乙姫））	”	6	・	2	・	14	条
69、七条院（坊門信隆子女殖子（高倉天皇典侍））	”	6	・	3	・	9	条
70、聖武天皇（文武天皇皇子）	”	6	・	3	・	12	条
71、尼丹後二品（法印澄雲子女高階米子（後白河天皇妃））	”	6	・	3	・	29	条
72、故將軍姬君（源頼朝子女三幡）	”	10	・	3	・	5	条
73、比企能員（源頼家外祖）	建仁	3	・	8	・	27	条
74、京極大閣（藤原頼通子息師実）	元久	1	・	9	・	15	条
75、牧方（北条時政室家）	”	1	・	11	・	13	条

- 76、御台所（坊門信清子女（源実朝室家））  
 77、若君善哉（源頼家子息公暁）  
 78、相州御息等（北条義時子息（泰時・朝時・重時・有時等））  
 79、左相国（藤原経宗子息頼実）  
 80、右大将（徳大寺実定子息公継）  
 81、公胤（源憲俊子息）  
 82、院（御鳥羽）姉坊門院（高倉天皇皇女範子内親王）  
 83、相州（北条義時）室家（伊賀朝光子女）  
 84、清和天皇（文徳天皇皇子）  
 85、三善康信（三善康光子息）  
 86、主上（後鳥羽天皇皇子守成（順徳天皇））  
 87、天武天皇（舒明天皇皇子）  
 88、鎮守府將軍（源）義家子女  
 89、故金吾將軍家（源頼家）子息禪師（栄実）  
 90、仁和寺御室（後白河天皇皇子道法法親王）  
 91、坊門内府（坊門信隆子息信清）  
 92、故金吾將軍家（源頼家）姫君（九条將軍頼経室家竹御所）  
 93、三条中納言実宣室（北条義時妹）

76	建永	1	11	13
77	建永	1	6	16
78	承元	2	4	27
79	承元	2	4	27
80	承元	2	④	25
81	承元	4	3	13
82	建曆	4	4	19
83	建曆	1	10	22
84	建保	2	10	11
85	建保	2	10	11
86	建保	3	3	6
87	建保	2	4	23
88	建保	2	5	7
89	建保	2	11	25
90	建保	2	12	2
91	建保	3	1	20
92	建保	4	3	5
93	建保	4	3	30

94、	安德天皇外祖母（平時信子女時子〈平清盛室家〉）	〃	6	・	4	・	29	条
95、	知足院殿母儀（藤原俊家子女全子〈藤原師通室家、藤原忠実生母〉）	〃	6	・	4	・	29	条
96、	中宮（九条良経子女東一条院立子〈順德天皇中宮〉）	〃	6	・	10	・	19	条
97、	坊門 <small>二</small> 亞相（坊門信清子息忠信）	〃	7	・	1	・	24	条
98、	若君（九条道家子息將軍家頼経）	承久	1	・	7	・	25	条
99、	土御門院（後鳥羽天皇皇子）	〃	3	・	5	・	21	条
100、	六条宮（後鳥羽天皇皇子雅成親王）	〃	3	・	5	・	21	条
101、	冷泉宮（後鳥羽天皇皇子頼仁親王）	〃	3	・	5	・	21	条
102、	主上（順德天皇皇子懷成〈仲恭天皇〉）	〃	3	・	6	・	8	条
103、	新帝（後高倉院守貞親王子息茂仁〈後堀河天皇〉）	〃	3	・	7	・	9	条
104、	御室（後鳥羽天皇皇子道助法親王）	〃	3	・	7	・	11	条
105、	修明門院（藤原範季子女重子〈後鳥羽天皇妃〉）	〃	3	・	7	・	20	条
106、	土御門大納言定通（土御門通親子息）	〃	3	・	⑩	・	10	条
107、	四郎主（北条義時子息政村）	貞応	3	・	7	・	18	条
108、	宰相中將（一条能保子息実雅）	〃	3	・	⑦	・	23	条
109、	左府（近衛家実子息家通）	〃	3	・	8	・	19	条
110、	故奥州禅室（北条義時）男子息（泰時・朝時・重時・一条実雅室）	〃	3	・	9	・	5	条
111、	嵯峨天皇（桓武天皇皇子）	元仁	2	・	5	・	1	条

112、	一条太政大臣家御台所（一条能保子女（九条良経室家））	嘉禄	1・8・27条
113、	故左府（藤原氏力）	〃	1・12・9条
114、	修理亮北方（安達景盛子女松下禅尼（北条時氏室家））	〃	3・5・23条
115、	太政大臣家御台所（一条能保子女全子（西園寺公経室家））	〃	3・8・13条
116、	相州（北条時政子息時房）	安貞	1・1・2条
117、	竹御所（源頼家子女（九条將軍家頼経室家））姫君	〃	2・5・8条
118、	大相国（近衛基通子息家実）	〃	2・8・5条
119、	武州（北条泰時）子女（三浦泰村室家）	〃	3・1・27条
120、	修理亮（北条泰時子息時氏）	寛喜	2・5・27条
121、	推古天皇（欽明天皇皇女（敏達天后））	〃	2・6・16条
122、	次男（北条泰時子息時実）	〃	2・6・18条
123、	將軍家姉（九条道家子女藻壁門院樽子（後堀河天皇中宮、九条將軍家頼経姉））	〃	3・2・21条
124、	皇子（後堀河天皇皇子秀仁（四条天皇））	〃	3・3・10条
125、	左府（九条道家子息教実）	〃	3・7・16条
126、	元正天皇（草壁皇子子女水高）	貞永	1・8・10条
127、	入道相国（西園寺実宗子息公経）	天福	1・6・19条
128、	天神（菅原是善子息道真）	〃	2・3・10条
129、	越州（北条義時子息朝時）	文曆	2・1・3条



130、	撰録大殿（九条良経子息道家）	”	2	・	4	・	1	条
131、	将軍家（九条頼経） 姫君	嘉禎	1	・	11	・	14	条
132、	将軍家（九条頼経） 妹姫君（外祖大相国西園寺公経御猶子）	”	2	・	6	・	11	条
133、	准后（西園寺公経子女掄子（九条道家室家））	”	2	・	6	・	11	条
134、	近衛左府（近衛家実子息兼経）	”	3	・	2	・	26	条
135、	鷹司院（近衛家実子女長子（後堀河天皇中宮））	”	3	・	7	・	29	条
136、	当帝妹一品宮（後堀河天皇皇女（四条天皇皇妹暲子内親王））	”	3	・	8	・	7	条
137、	左京兆（北条泰時） 室家（三浦義村子女禅尼（禅阿））	”	4	・	1	・	20	条
138、	前右府（西園寺公経子息実氏）	”	4	・	2	・	29	条
139、	将軍家（九条将軍家頼経） 舍弟慈源僧正	”	4	・	4	・	9	条
140、	将軍家（九条将軍家頼経） 舍弟福王公	”	4	・	4	・	10	条
141、	九条殿（九条兼実） 子息飯室前大僧正良快	”	4	・	4	・	25	条
142、	右府（九条道家子息良実）	”	4	・	5	・	16	条
143、	摂政殿（近衛兼経） 弟大納言（兼平）	”	4	・	7	・	9	条
144、	殿下（近衛兼経） 北政所（九条道家子女仁子）	”	4	・	9	・	18	条
145、	北白河院（持明院基家子女陳子（後高倉院妃、後堀河天皇生母））	”	4	・	10	・	3	条
146、	二棟御方（樋口親能子女大宮局（九条将軍家頼経室家、将軍家頼嗣生母））	延応	1	・	8	・	8	条
147、	若君（九条将軍家頼経子息頼嗣）	”	1	・	12	・	13	条

148、	法性寺禪定殿下姫君（九条道家子女伶子）	〃	2・3・6条
149、	常住院僧正坊（九条良経子息道慶）	仁治	2・1・8条
150、	御台所（持明院家行子女（将軍家九条頼経室家））	〃	2・1・17条
151、	乙若君（将軍家九条頼経子息）	〃	4・1・5条
152、	武州（北条時氏子息経時）	寛元	2・1・1条
153、	武州（北条経時）妹（檜皮姫（将軍家頼嗣室家））	〃	3・7・26条
154、	左親衛（北条時氏子息時頼）	〃	5・1・1条
155、	左親衛妹（北条時頼妹（足利泰氏室家））	宝治	1・3・2条
156、	相州（北条義時子息重時）	〃	2・1・3条
157、	宝寿公（北条時頼子息時利）	〃	2・7・9条
158、	足利左馬頭入道（足利義兼子息義氏）	〃	2・ <sup>⑫</sup> 28条
159、	相州（北条時頼）室家（北条重時子女）	建長	2・12・18条
160、	式乾門院（後高倉院守貞親王子女利子内親王）	〃	3・2・1条
161、	御台所（将軍家頼嗣室家力）	〃	4・1・5条
162、	三歳宮（後嵯峨天皇皇子）	〃	4・3・5条
163、	十三歳宮（後嵯峨天皇皇子宗尊親王）	〃	4・3・5条
164、	法親王仁助（土御門天皇皇子）	〃	4・3・17条
165、	西御方（土御門通親子女）	〃	4・4・1条

- 166、宣陽門院（後白河天皇皇女觀子内親王）  
 167、女房東御方  
 168、相州（北条時頼）両子息（時宗・宗政カ）  
 169、大宮院（西園寺実氏子女姑子（後嵯峨天皇中宮、後深草・龜山両天皇生母））  
 170、近衛大殿若君（近衛兼経子息基平）  
 171、当院（土御門天皇皇子邦仁（後嵯峨天皇））  
 172、四宮（後嵯峨天皇皇子雅尊親王）  
 173、相国（近衛兼経）子女  
 174、相州（北条時頼）姫君  
 175、院（後嵯峨院）妹  
 176、相州禅室若公（北条時頼子息時宗）  
 177、承明門院（土御門通親子女在子（後鳥羽天皇妃、土御門天皇生母））  
 178、前武州（北条時房子息朝直）  
 179、執権（北条重時子息長時）  
 180、当帝（後嵯峨天皇皇子久仁（後深草天皇）弟（恒仁（龜山天皇）））  
 181、故岡屋禅定殿下（近衛）兼経子女（後嵯峨天皇皇子宗尊親王室家宰子）  
 182、左大臣法印（九条高実子息厳恵）  
 183、仙花門院（土御門天皇皇女曦子内親王）姉（諄子内親王）

166	宣陽門院	後白河天皇皇女觀子内親王	〃	4	・	6	・	19	条
167	女房東御方		〃	4	・	7	・	8	条
168	相州	北条時頼 両子息（時宗・宗政カ）	〃	5	・	4	・	26	条
169	大宮院	西園寺実氏子女姑子（後嵯峨天皇中宮、後深草・龜山両天皇生母）	〃	6	・	2	・	12	条
170	近衛大殿若君	近衛兼経子息基平	〃	6	・	2	・	12	条
171	当院	土御門天皇皇子邦仁（後嵯峨天皇）	〃	6	・	4	・	4	条
172	四宮	後嵯峨天皇皇子雅尊親王	〃	8	・	10	・	2	条
173	相国	近衛兼経 子女	〃	8	・	10	・	9	条
174	相州	北条時頼 姫君	〃	8	・	10	・	13	条
175	院	後嵯峨院 妹	〃	8	・	11	・	2	条
176	相州禅室若公	北条時頼子息時宗	康元	2	・	2	・	26	条
177	承明門院	土御門通親子女在子（後鳥羽天皇妃、土御門天皇生母）	正嘉	1	・	7	・	10	条
178	前武州	北条時房子息朝直	〃	1	・	9	・	16	条
179	執権	北条重時子息長時	〃	1	・	10	・	1	条
180	当帝	後嵯峨天皇皇子久仁（後深草天皇）弟（恒仁（龜山天皇））	〃	2	・	8	・	19	条
181	故岡屋禅定殿下	近衛 兼経子女（後嵯峨天皇皇子宗尊親王室家宰子）	正元	2	・	2	・	5	条
182	左大臣法印	九条高実子息厳恵	文応	1	・	7	・	2	条
183	仙花門院	土御門天皇皇女曦子内親王 姉（諄子内親王）	〃	1	・	7	・	26	条

184、最明寺殿公達（北条時頼子息（時利・時宗・宗政・宗頼））

弘長 1・1・4条

185、堀内殿（安達義景子女（北条時宗室家））

” 1・4・23条

186、太政法印澄圓（九条道家子息）

” 3・10・25条

187、若宮（将軍家宗尊親王子息惟康親王）

文永 2・11・17条

188、姫宮（将軍家宗尊親王子女倫子女王）

” 2・11・17条

189、光仁天皇（施基皇子子息）

” 3・2・1条

190、弹正少弼（北条）業時朝臣室家（北条政村子女）

” 3・3・11条

191、淳和天皇（桓武天皇皇子）

” 3・3・29条

右記一九一名・一九一例の人物を氏族別に整理して、その氏族別事例数の卓越する順次に随って列記すると、

。藤原氏・・・13 43 44 45 47 48 50 51 52 53 54 55 60 62 63 69 74 76 79 80 91 95 96 97 98 105 108 109 112 115 118 123 125 127 130 131 132 133 134 135 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149

150 151 169 170 173 181 182 186の六〇名・六〇例

。皇族・・・1 2 3 9 12 17 18 20 23 24 30 31 32 33 35 36 37 38 39 40 41 46 56 58 61 64 70 82 84 86 87 90 99 100 101 102 103 104 111 121 124 126 136 160 162 163 164 166 171 172 175

180 183 187 188 189 191の五七名・五七例

。源氏・・・4 6 7 8 10 11 14 15 16 19 22 25 27 28 42 49 59 66 68 72 77 81 88 89 92 106 158 165 177の二九名・二九例

。北条氏・・・5 21 65 67 78 93 107 110 116 119 120 122 129 152 153 154 155 156 157 159 168 174 176 178 179 184 190の二七名・二七例

平氏……………29建礼門院（平清盛子女徳子（高倉天皇中宮））、94安徳天皇外祖母（平時信子女時子（平清盛室家））

安達氏……………114修理亮北方（安達景盛子女松下禅尼（北条時氏室家））、185堀内殿（安達義景子女（北条時宗室家））

佐伯氏……………26大師（佐伯田公子息真魚（弘法））

伴氏……………57御台所(北条政子) 祖母(伴兼房子女)

高階氏……………71尼丹後二品(法印澄雲子女高階栄子(後白河天皇妃))

。其他氏族  
比企氏……………73比企能員(源頼家外祖)

一一氏・  
牧氏……………75牧方(北条時政室家)

一八名・  
伊賀氏……………83相州(北条義時) 室家(伊賀朝光子女)

一八例  
三善氏……………85三善康信(三善康光子息)

菅原氏……………128天神(菅原是善子息道真)

三浦氏……………137左京兆(北条泰時) 室家(三浦義村子女禪尼(禪阿))

34左兵衛佐局(源頼朝親類)……………源氏カ

113故左府……………藤原氏カ

氏族名特  
定不能……………117竹御所(源頼家子女(九条將軍家頼経室家)) 姫君……………竹御所養女カ

161御台所(將軍家頼嗣室家カ)

167女房東御方

となり、藤原氏が六〇名・六〇例(約三一・四%〔全二九一名・一九一〕)で最も多く、以下、皇族五七名・五七例(約二九・八

%)↓源氏二九名・二九例(約一五・二%)↓北条氏二七名・二七例(約一四・一%)↓其他氏族一八名・一八例(約九・

四%)の順につづくことが分かる。これを以てみるも、記載上の意識面において北条氏が藤原・皇族・源の三氏族につ

ぐ、ないしはそれら三氏族に準ずる氏族ないしは家格として位置づけられ、遇せられていることを諒察しうるのである。

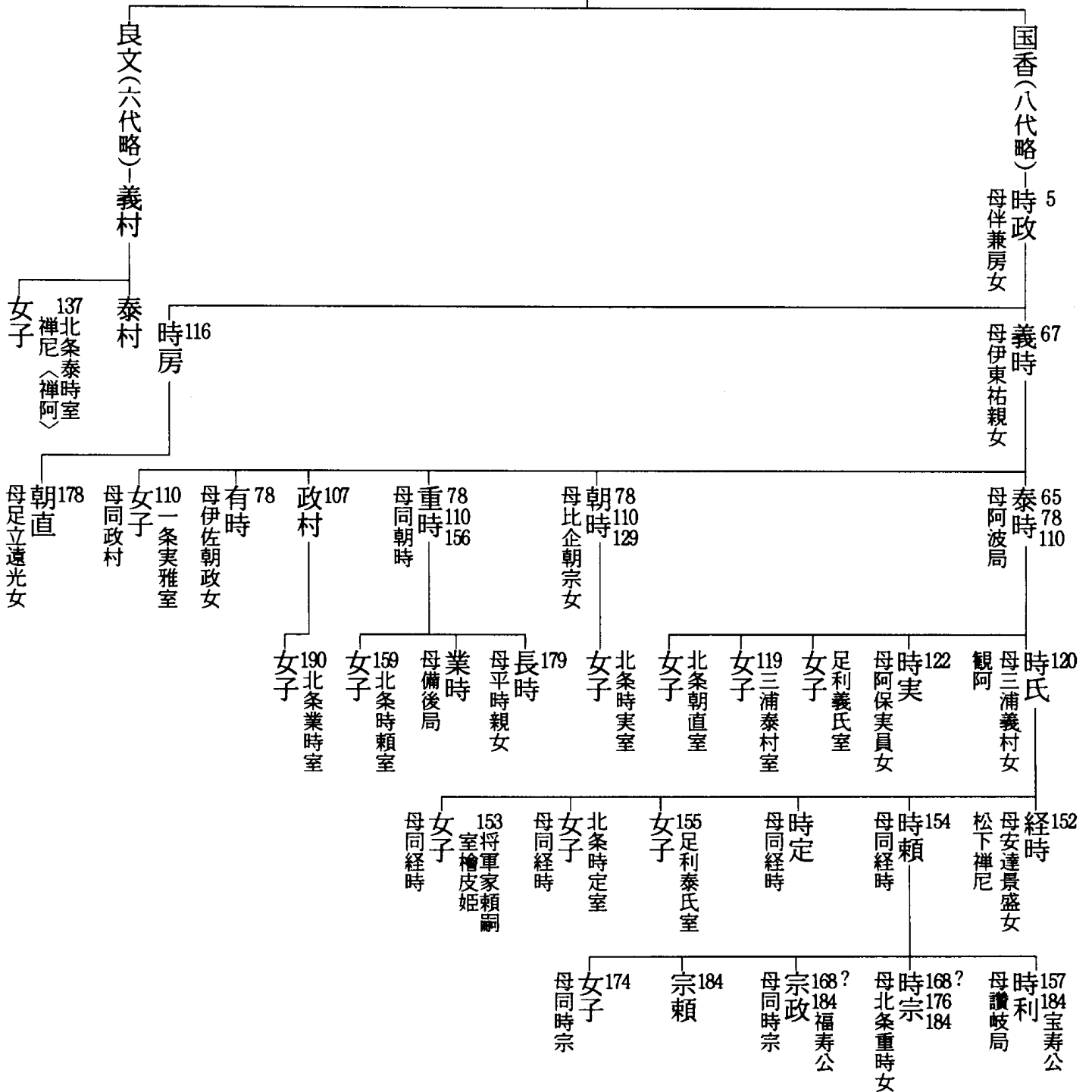
つぎに、こうした藤原・皇族・源・北条の四氏族のように、多くの員数・事例をもたぬ平・安達・佐伯・伴・高階・

比企・牧・伊賀・三善・菅原・三浦の一一氏族についてみると、平・安達両氏の各二名・各二例以外はすべて一氏各一名・各一例となっており、このほか具体的に氏族名を特定しえぬのが、五名・五例あり、このうち源氏かとも考えられるのが、34左兵衛佐局（源頼朝親類）の一名・一例、藤原氏かともみられるのが、113故左府の一名・一例ある。そして、こうした其他氏族一一氏・一八名・一八例の人物が、各々如何なる氏族と親類縁戚関係にあるかをみると、その親類縁戚関係にある諸多の氏族の中にあつて、事例数の上で最も卓越するのは、北条氏（57 75 83 114 137 185の六名・六例）であり、これに皇族（29 71 94の三名・三例）、源氏（34 73の二名・二例）の順につづき、以下、その他各氏の各一名・各一例となつている。このように、もともと事例僅少の其他氏族の人々が、各々如何なる氏人と親類縁戚関係にあるかを検討してみると、その親類縁戚関係にある諸多の氏族の中にあつて、最も多くの事例数を有するのは、北条氏であることを認めしうるのである。さらに、この北条氏の場合、上記の六名・六例、すなわち57御台所（北条政子）祖母（伴兼房子女）、75牧方（北条時政室家）、83相州（北条義時）室家（伊賀朝光子女）、114修理亮北方（安達景盛子女松下禅尼（北条時氏室家））、137左京兆（北条泰時）室家（三浦義村子女禅尼（禅阿））、185堀内殿（安達義景子女（北条時宗室家））のうち、傍●印を付記した75時政、83義時、137泰時、185時宗の四名が、いずれもいわゆる執権職就任者であり、57政子が將軍家頼朝の室家にして執権時政の子女であり、114時氏が執権泰時の嫡長子にして執権経時の実父であることを、ことさら留意しておきたい。何となれば、左掲北条氏系図に示すごとく、それら時政、義時、泰時、時宗、政子、時氏六名各々の兄弟姉妹、ないしは子息子女の中に、既述した北条氏における「御」字使用者が集中して多見されるという事実を指摘しうるからである。つぎに、上述した「御」字使用のうち、とりわけ、貴人が或る事物に感心・感賞したり、得心して満足したりする際に宛て用いられる語辞「御感」が、同書において果して如何なる人物に見受けられるかを精査してみると、表二に示すごとく結果が得られる。これを歴代將軍記ごとにまとめて示すと、(あ)、源頼朝將軍記に四三例、(い)、源実朝將軍記に一

六例、(う)、九条頼経將軍記に六例、(え)、九条頼嗣將軍記に五例、そして(お)、宗尊親王將軍記に三例、の都合七三例となる。これにより、件の「御感」が源頼家將軍記には全く見受けられないこと。(あ)〜(お)の歴代將軍記にあっては、(あ)が四三例で最も多く、以下、(い) (一六例) ↓ (う) (六例) ↓ (え) (五例) ↓ (お) (三例) の順につづくこと、などが分かる。ただし、ここで注意を要するのは、これら各將軍記の記載分量如何ということである。そこで、これを新訂増補国史大系本の所用頁数によってみると、(あ)が五二四頁、(い)が一四七頁、(う)が三六七頁、(え)が一七二頁、そして(お)が三七五頁となるので、その「御感」一例が見受けられる各將軍記の平均所用頁数は、(あ)が約一二・二頁、(い)が約九・八頁、(う)が約六一・二頁、(え)が約三四・四頁、(お)が約一二五・〇頁と算出される。従ってそれら各將軍記をば、「御感」一例が見受けられる平均所用頁数の少ない順次、別言すれば、「御感」がよりよく見受けられ易い順次に随って列記すれば、(い) ↓ (あ) ↓ (え) ↓ (う) ↓ (お) となつて、(い)において最もよく見受けられ易く、逆に(お)において最も見受けられ難いことが判明する。それではつきに、件の「御感」の当該者が如何なる人物であるかをみてみるに、(あ)では將軍家源頼朝が1〜15、17、18、21〜28、30、34、40、42、43の三八例(約八八・四%〔計四三例に占める百分比、以下同様。〕)、後白河法皇が16、19、20、29の四例(約九・三%)、北条政子が41の一例(約一・三%)となり、(あ)における「御感」の当該者としては、將軍家源頼朝が圧倒的多数を占めていることが分かる。これは、この(あ)が將軍家源頼朝に関わる諸事蹟、ないしはその治世下に生起した諸種の事柄を中心にその叙述が展開されていることを考慮すれば、当然の事態といえよう。件の(あ)における「御感」の当該者として少数例ではあるが、後白河法皇(四例)、北条政子(一例)両者があり、このうち前者についての「御感」の対象者は、いずれも源頼朝であること。また、後者についての「御感」は後述するように、当該語辞「御感」全七三例中、唯一の否定的用法であることも、一応注意しておいてよからう。これは、つぎのような文脈の中に所見されるのである。すなわち將軍家源頼朝一行が富士野へ狩猟を試みに赴いた折のこと、当地の狩倉で將軍家の家督頼家が初めて鹿を獲ることがあった。これを將

北条氏系図

桓武天皇(二代略) - 高望王





表二

將軍 記別	当 該 者	对 象 者	所 見 条
1 源頼朝	飯田家義	大河戸太郎広行、同弟次郎秀行、同三郎行元、同四郎行平の四名	治承4・8・24条
2 源頼朝	鶴岳宮寺承仕法師栄光	鶴岳宮寺承仕法師栄光	治承5・2・18条
3 源頼朝	梶原平三景時	梶原平三景時	寿永1・12・7条
4 源頼朝	渋谷次郎高重	渋谷次郎高重	寿永3・1・27条
5 源頼朝	甘糟野次広忠	甘糟野次広忠	元暦1・7・16条
6 源頼朝	佐々木三郎盛綱	佐々木三郎盛綱	元暦1・8・18条
7 源頼朝	北條小四郎以下十二人	北條小四郎以下十二人	元暦1・12・26条
8 源頼朝	威光寺院主長栄	威光寺院主長栄	元暦2・3・11条
9 源頼朝	前出羽守重遠	前出羽守重遠	元暦2・4・13条
10 源頼朝	下河辺庄司行平	下河辺庄司行平	元暦2・4・28条
11 源頼朝			文治1・8・24条

軍家は御白愛の余り、梶原平三左衛門尉景高を鎌倉に差遣して御台所政子に賀し申さしめた。しかるに政子は、『為武將之嫡嗣。獲原野之鹿鳥。強不足為希有。楚忽專使。頗有其煩歟者。』として『敢不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>御感。』というこ  
とで、件の專使は却って面目を失したというものである。いずれにしても、(あ)において見受けられる「御感」の当該者  
は、將軍家源頼朝、その御台所北条政子、そして後白河法皇の三者に限られていることである。

それでは、(い)(お)における「御感」の当該者は各々如何なる人物であろうか。(い)における全一六例中、44の一例をの

源 頼 朝 将 軍 記

12 源頼朝  
 13 源頼朝  
 14 源頼朝  
 15 源頼朝  
 16 後白河法皇  
 17 源頼朝  
 18 源頼朝  
 19 後白河法皇  
 20 後白河法皇  
 21 源頼朝  
 22 源頼朝  
 23 源頼朝  
 24 源頼朝  
 25 源頼朝  
 26 源頼朝  
 27 源頼朝  
 28 源頼朝  
 29 後白河法皇

土佐房昌俊  
 平六兼仗時定、常陸房昌明  
 草野次郎大夫永平  
 下河辺庄司行平、千葉介常胤  
 源頼朝  
 専光房  
 波多野右馬允義経嫡男有経  
 源頼朝  
 大庭平太景能  
 下河辺庄司行平  
 波多野五郎義景  
 畠山次郎重忠  
 河村千鶴丸  
 梶原平二景高  
 清原豊前介実俊、弟橘藤五実昌  
 紀権守、波賀次郎大夫等  
 源頼朝

文治 1 ・ 10 ・ 9 条  
 文治 2 ・ 5 ・ 25 条  
 文治 2 ・ 8 ・ 7 条  
 文治 3 ・ 10 ・ 8 条  
 文治 3 ・ 11 ・ 28 条  
 文治 4 ・ 3 ・ 2 条  
 文治 4 ・ 4 ・ 3 条  
 文治 4 ・ 12 ・ 12 条  
 文治 4 ・ 12 ・ 12 条  
 文治 5 ・ 6 ・ 30 条  
 文治 5 ・ 7 ・ 8 条  
 文治 5 ・ 7 ・ 14 条  
 文治 5 ・ 8 ・ 11 条  
 文治 5 ・ 8 ・ 12 条  
 文治 5 ・ 8 ・ 21 条  
 文治 5 ・ 9 ・ 14 条  
 文治 5 ・ 9 ・ 20 条  
 文治 5 ・ 11 ・ 3 条

47 源実朝	43 源頼朝	30 源頼朝
46 源実朝	42 源頼朝	31 源頼朝
45 源実朝	41 北条政子	32 源頼朝
44 北条義時	40 源頼朝	33 源頼朝
	39 源頼朝	34 源頼朝
	38 源頼朝	35 源頼朝
	37 源頼朝	36 源頼朝
	36 源頼朝	37 源頼朝
	35 源頼朝	38 源頼朝
	34 源頼朝	39 源頼朝
	33 源頼朝	40 源頼朝
	32 源頼朝	41 北条政子
	31 源頼朝	42 源頼朝
	30 源頼朝	43 源頼朝
		44 北条義時
		45 源実朝
		46 源実朝
		47 源実朝
葛西三郎清重	武蔵守大内義信	建久6・7・16条
千葉四郎胤信郎從禰山丹三	小山佐衛門尉朝政、三浦十郎左衛門尉義連、諏方祝盛澄	建久4・9・11条
無量光院供僧助公	梶原平二左衛門尉景高	建久4・5・22条
大河二藤次忠季	梶原刑部丞朝景	建久4・5・7条
千葉小太郎成胤	畠山次郎重忠、佐貫大夫広綱、大井次郎実春	建久3・11・13条
飯富源太宗季	藤沢二郎清親	建久4・3・25条
大庭平太景能	梶原平二左衛門尉景高	建久4・5・7条
金剛殿北条泰時	武蔵守大内義信	建久6・7・16条
畠山次郎重忠、佐貫大夫広綱、大井次郎実春	二階堂行光	元久1・9・15条
藤沢二郎清親	洲河地頭	元久1・11・18条
梶原刑部丞朝景	吾妻四郎助光	承元1・12・3条
梶原平二左衛門尉景高	兵衛尉清綱	承元2・5・29条
畠山次郎重忠、佐貫大夫広綱、大井次郎実春		
藤沢二郎清親		
梶原刑部丞朝景		
梶原平二左衛門尉景高		
武蔵守大内義信		
小山佐衛門尉朝政、三浦十郎左衛門尉義連、諏方祝盛澄		
梶原平二左衛門尉景高		
梶原刑部丞朝景		
藤沢二郎清親		
畠山次郎重忠、佐貫大夫広綱、大井次郎実春		
金剛殿北条泰時		
大庭平太景能		
飯富源太宗季		
千葉小太郎成胤		
大河二藤次忠季		
無量光院供僧助公		
千葉四郎胤信郎從禰山丹三		
葛西三郎清重		

	九条頼経將軍記	源実朝將軍記
66 九条頼嗣	65 九条頼経 64 九条頼経 63 北条泰時 62 九条頼経 61 九条頼経 60 九条頼経	48 源実朝 49 源実朝 50 51 源実朝(二例) 52 源実朝 53 源実朝 54 源実朝 55 源実朝 56 源実朝 57 源実朝 58 源実朝 59 源実朝
安倍大膳権大夫維範	安倍晴賢 後藤大夫判官基綱 大和前司倫重、太田玄蕃允康連、佐藤民部丞業時 勝木七郎則宗子息 佐々木兵衛太郎信実法師 武蔵守北条泰時	源仲章朝臣 小国源兵衛三郎頼継 三善善信(二例) 藺田七郎成朝 渋谷刑部六郎兼守 和田左衛門尉義盛 豊前守尚友 和田新兵衛尉朝盛 富田三郎 二階堂民部大夫行光 佐々木大夫判官広綱
寛元3・2・9条	仁治2・1・11条 嘉禎2・3・21条 天福1・11・10条 寛喜2・2・6条 寛喜2・①・29条 安貞2・10・15条	建曆1・12・10条 建曆2・1・11条 建曆2・10・11条 建曆3・2・20条 建曆3・2・26条 建曆3・3・8条 建曆3・4・1条 建曆3・4・15条 建曆3・7・11条 建保1・12・20条 建保6・11・5条

宗尊親王將軍記	九条頼嗣將軍記
73 宗尊親王	67 九条頼嗣
72 宗尊親王	68 九条頼嗣
71 宗尊親王	69 九条頼嗣
70 北条時頼	70 北条時頼
三位僧都範乘	讃岐国御家人藤左衛門尉
鶴岳宮別当僧正隆弁	市河次郎左衛門尉
相模太郎北条時宗	三浦駿河式部大夫家村
弘長 1・4・25 条	三浦若狭前司泰村
文永 2・3・13 条	寛元 4・3・20 条
文永 3・5・1 条	寛元 4・8・16 条
	宝治 1・6・15 条

〔備考〕当表における將軍記別とは、歴代將軍家の具名の下に將軍記なる文言を付して同書の叙述範圍を区分したものである。また、対象者とは「御感」当該者に「御感」せしめた者のことである。所見条欄の数字は年・月・日、○印付記月は閏月を各々示す。

ぞく45〜59の一五例までが將軍家源実朝であり、その44の一例が北条義時である。(う)における全六例中、63の一例をのぞく60〜62、64、65の五例までが將軍家九条頼経であり、その63の一例が北条泰時である。(え)における全五例中、70の一例をのぞく66〜69の四例までが將軍家九条頼嗣であり、その70の一例が北条時頼である。(お)における71〜73の全三例のすべてが將軍家宗尊親王である。こうして(あ)〜(お)における合計七三例の「御感」の当該者をトータルに眺めてみると、それが將軍家の場合(イ)が1〜15、17、18、21〜28、30〜40、42、43、45〜59、60〜62、64〜69、71〜73の六五例(約八九%〔全七三例に占める百分比、以下同様。〕)、皇族(この中に將軍家としての宗尊親王は含まれていない。)の場合(ロ)が16、19、20、29の四例(約五・五%)、北条氏の場合(ハ)が41、44、63、70の四例(約五・五%)となつて、(イ)が圧倒的多数を占め、この(イ)に比して極めて僅少数ながら(ロ)と(ハ)が、ほぼ同程度に認められる。このように(イ)が(ロ)や(ハ)に比して圧倒的多数の事例を

有することは、同書が歴代將軍家を權威ある尊貴な存在として、この歴代將軍家に関わる諸般の事蹟を中心に編年体史書として記事が構成され、叙述がすすめられている、その記載体例からすれば、極めて自然で相応しいあり様といえよう。また、たとえ僅少例であるとはいえ、(ハ)すなわち北条氏と、(ロ)すなわち皇族とが、ほぼ同数ずつ見受けられるのは、記載意識の上で、北条氏をば、皇族、さらには將軍家と等し並み、あるいはそれらに準ずる存在と見做して、そのように位置づけていることを語り示しているといえよう。そこで、こうした北条氏に関わる事例、すなわち(イ)における44、北条義時、(ウ)における63、北条泰時、そして(エ)における70、北条時頼の各事例を掲記しておこう。これは、これらの各事例からそうした記載意識を十分に汲み分けうるとともに、後述するごとく、それらの事例のうち、とくに(イ)と(ウ)が、同書の編纂に如何なる人物が深く、しかも大きく参画関与しているかを究明する上において、有用な手掛りを提供してくれるからである。

A、44、北条義時の事例(○点並びに括弧内記載は稿者補、以下同様)

齋。將軍家去夜白地入<sub>(二階堂)</sub>御相州御亭。即欲有<sub>(二)</sub>還御<sub>(一)</sub>處。亭主奉<sub>(二)</sub>抑留<sub>(一)</sub>給。今夜依<sub>(レ)</sub>為<sub>(二)</sub>月蝕<sub>(一)</sub>。不<sub>(レ)</sub>意亦御逗留。亭主殊入<sub>(レ)</sub>興給。其間。行光候<sub>(レ)</sub>座。申云。京極大閣御時。白河院御<sub>(二)</sub>幸于宇治<sub>(一)</sub>。擬<sub>(レ)</sub>有<sub>(二)</sub>還御<sub>(一)</sub>。餘興不<sub>(レ)</sub>盡之間。猶被<sub>(レ)</sub>申<sub>(二)</sub>御逗留<sub>(一)</sub>。而明日有<sub>(二)</sub>還御<sub>(一)</sub>者。自<sub>(二)</sub>宇治<sub>(一)</sub>洛陽當<sub>(二)</sub>于北<sub>(一)</sub>。有<sub>(二)</sub>方忌之憚<sub>(一)</sub>云々。殿下御遺恨甚之處。行家朝臣引<sub>(二)</sub>喜撰法師詠歌<sub>(一)</sub>。今宇治非<sub>(二)</sub>都南<sub>(一)</sub>。為<sub>(レ)</sub>異之由申<sub>(レ)</sub>之。因<sub>(レ)</sub>茲。其日被<sub>(レ)</sub>止<sub>(二)</sub>還御<sub>(一)</sub>云々。今夕月蝕。尤天之所<sub>(レ)</sub>令<sub>(レ)</sub>然也云々。相州殊御感云々。

B、63、北条泰時の事例

今日有<sub>(二)</sub>評議<sub>(一)</sub>。及<sub>(レ)</sub>晚事訖。武州令<sub>(レ)</sub>還<sub>(二)</sub>御亭<sub>(一)</sub>給之後。招<sub>(二)</sub>大和前司倫重<sub>(一)</sub>。玄蕃允康連。民部丞業時等<sub>(二)</sub>。賜<sub>(二)</sub>盃酒<sub>(一)</sub>。公

(三善康信孫、矢野行倫子息) (三善康信子息太田康連)

事之間致<sub>(二)</sub>勤厚<sub>(一)</sub>。殊神妙之由。褒美給云々。是近日雜訴等事。相積之間。連々有<sub>(二)</sub>評議<sub>(一)</sub>。每度武州早参給。人々面々

雖<sub>レ</sub>倒<sub>レ</sub>衣不<sub>レ</sub>奉<sub>二</sub>先立<sub>一</sub>之。仍此三人令<sub>二</sub>談合<sub>一</sub>。自<sub>二</sub>夜中<sub>一</sub>參<sub>二</sub>候于評定所<sub>一</sub>。至<sub>二</sub>翌朝<sub>一</sub>。奉<sub>レ</sub>待<sub>二</sub>彼御參<sub>一</sub>事。既及<sub>二</sub>五六ヶ度<sub>一</sub>之間。預<sub>二</sub>此御感<sub>一</sub>云々。

### C、70、北条時頼の事例

去五日。以<sub>二</sub>平左衛門入道盛阿<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遣<sub>二</sub>若狭前司泰村<sub>一</sub>之左親衛御文出来。後家所<sub>二</sub>返進<sub>一</sub>也。有<sub>二</sub>御尋<sub>一</sub>之故歟。存<sub>二</sub>殊重宝之由<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>紛失<sub>一</sub>之旨泰村被<sub>二</sub>示付<sub>一</sub>之間。自<sub>二</sub>到来之時<sub>一</sub>。結<sub>二</sub>付護緒<sub>一</sub>。依<sub>二</sub>西御門館放火<sub>一</sub>。楚忽雖<sub>二</sub>走出<sub>一</sub>。猶隨<sub>二</sub>身之云々<sub>一</sub>。別有<sub>二</sub>御感<sub>一</sub>云々。

右掲事例のうち、とくにA B両事例に関しては、夙に和田英松博士が「吾妻鏡古写本考」(『史学雑誌』第三編第一〇号(大正元年)一〇月刊)、後に「国史説苑」に所収)において「此書は、政所、問注所等幕府の記録文書以外、諸家の記録は、いかなるものを採録せるか、林道春の東鑑考に、「又其広元、邦通、俊兼之筆記亦當混雜而在歟、」と記せるが如く、二階堂、太田、町野等を始め、奉行人、陰陽師等、幕府属僚等の筆記も頗る多かるべし。」と述べ、これを承けて八代国治博士がその著「吾妻鏡の研究」(大正二年)七五頁において「本書編纂が、幕府の事業なる上は、編纂者は固より二人の手によりたるものにあらずして、多くの人之之に従事したること明なれど、果して誰なるや知り難し、恐らくは、政所、問注所の吏員、之に係りしなるべし、即ち政所にありては、別當廣元の子孫たる毛利氏、長井氏、及び執事の二階堂氏これが編纂に従事し、又問注所執事康信の子孫たる町野氏、太田氏等之に與りしものなるべし、」云々と説かれているところの、とくに引用者が圈点を付記した二階堂氏の同書編纂への介入関与は事例Aにより、また、太田氏のそれは事例Bにより、各々の所説の妥当性が従前に比してより補強されよう。さらに八代氏は、上引文に続けて「殊に建暦元年十一月四日、同二年七月八日の記事の如きは、明月記の著者定家の述懐を、三善康信の考察の如く記したること等より考ふれば、三善氏が尤も編纂に力を盡したる一人なりしことなるべし」と述べて、同書の編纂に取り分け大きく関わった人物として三善氏を提唱されている

が、この所説の妥当性は、左掲の建暦二年十月十二日条の記述内容からも、充分に裏付けしうるように思う。すなわち、為レ觀ニ新造堂舎。將軍家渡ニ御大倉。相州已下人々多以扈從。今日始及ニ山水奇石等沙汰。此所有レ河有レ山。水木共得ニ其便。地形之勝絶。恐可レ謂ニ仙室歟。善信獻ニ山水繪圖。態自ニ京都ニ召下云々。殊所レ預ニ御感一也。此間善信於ニ御前ニ申云。去建久九年十二月之比。夢想云。善信為ニ先君御共。赴ニ大倉山邊。爰有ニ一老翁云。此地。清和御宇。文屋康秀為ニ相模丞ニ所レ住也。可レ建ニ精舎。我欲レ為ニ鎮守ニ云々。夢覺之後。上ニ啓此由。于レ時幕下。將軍御病中也。忽催ニ御信心。若及ニ御平噓ニ者。可レ有ニ堂舎造営ニ之由。被レ仰之處。翌年正月薨御。不レ被レ果之條。愚意潜為レ恨。而當御代依ニ自然御願。有ニ此草創。併靈夢之所ニ感心一也。境内之繁榮也云々。僧云。上又先年依レ有ニ夢想之告。今所レ企レ之也。是何非ニ合躰之儀ニ乎。古今事書者。文屋康秀為ニ參河丞ニ欲ニ下向。出ニ立于縣見ニ哉之由。誘ニ引小野小町ニ云々。彼兩人。共逢ニ于仁明之朝。可レ當ニ清和御宇ニ否哉云々。善信云。夢中事。誠以難レ備ニ実證。但見ニ古除書。康秀者。元慶三年任ニ縫殿助ニ歟。然者。仕ニ清和朝ニ之條無ニ異儀ニ歟。相模丞事未レ勘レ之云々。將軍家類以有ニ御感一。仰ニ範高。被レ記ニ此御問答之趣ニ也。可レ被レ作ニ當寺縁起。以ニ此夢記。可レ為ニ事初ニ之旨。内々被レ仰云々(圖点並びに傍波線は稿者補)。

当条には「御感」が二例所見されるが、このように「御感」が一条に二例所見されるケースは、他に全く認められない。この意味で当条は、確かに特異なあり様を呈しているといえる。ところで、ここに所見される二例の「御感」は、二例が二例ともその対象者をニ善善信(康信の法名)としている。このうち先出のそれは、善信がわざわざ京都より取り寄せた山水絵画を將軍家実朝に献上したことによるものであり、後出のそれは、文屋康秀の事歴に関わることについて、具名をためぬ僧の質問に対する善信の応答振りによるものである。そしてこの僧と善信との間に取り交わされた問答の趣をば、実朝は藤原範高に仰せて記録させるとともに、その記録の中にあつて、殊に善信の語った夢想についての事柄を資料として新造堂舎の縁起を作らしめたという。以上のような記述内容をもつ当条であるが、いわゆる夢記の基になつ



た善信の夢想そのものの内容については、当然のことながら、件の夢想者善信にしか知ることができず、また、頼朝の薨去後、精舎が建立されぬままの状態にあったことを、善信が「愚意ひそかに恨みとな」す、とするのも、文字通り、善信自身の心意の表白に外ならぬことであるから、これもやはり、善信以外の人には到底分からぬ筈なのである。さらに僧と善信との問答をば、御問答というように「御」字を冠して表現しているが、問者の僧は、先にも触れたように具名をもたぬ存在なので、これは、当条の叙述構成の必要上、設定された架空の人物とさえ考えられなくもない。それにも述べたように、実朝をして「御感」せしめたのは、この僧の問いではなく、件の僧の問いに対する善信の応答振りそのものにあつたので、この問答を取り交わした両者のうち、とくに善信に敬意を表しての「御問答」なる表現と解してよいであろう。

以上に述べたような事柄を彼此勘案するならば、当条の編纂には、三善氏が何らかの形で深く関わっていると判釈せざるをえぬであろう。従つてこの条の記事は、善信の子孫の某かが、善信自身によって書かれた記録、もしくは善信が己の子孫の某かに語り残した話、あるいはその話を某かが書き留めた記録を主要資料として、それに範高によって記し留められていた記録なども補助資料として援用し、それらを適宜に搗き交ぜ、点綴して述作されたと理會されるのである。

なお、当条によって、善信が夢想したとされる「建久九年十二月之比」には、將軍家頼朝が丁度病魔に冒されていたことを知りうるが、これは、稲毛重成法師が新たに造築した相模河橋のいわゆる橋供養に、頼朝が結縁すべく鎌倉より当地へ出立する前のことであつたか、それとも頼朝が、その橋供養に結縁し終えて、鎌倉への還路における例の落馬一件後のことであつたかを定かにしえないが、仮りに前者の場合であつたとすれば、頼朝は件の橋供養に結縁すべく鎌倉を出立する前に、すでに病痾の状態にあつたことを語り、また、後者の場合であつたとすれば、頼朝の病痾は、とくに

その落馬に深く関わるものであったことを示すものとして、大変興味ある記事といえよう。

## おわりに

以上を要するに、一、『吾妻鏡』所載の出誕記事 二、『吾妻鏡』所見の「御」字の用法 の二事項のうち、前項、すなわち一については、(一) 誕生の父者・母者の出自記載 (二) 誕生の性別記載 (三) 出誕関連記事の所見条数 (四) 出誕関連諸役人の員数記載 (五) 誕生の出誕刻限並びに産所の記載 の五項目の各々に関わる基本的な素材資料を提示して、それら各項目に関わる事柄を順次俎上に載せて、個分的に検討を加えてきた結果、(一) については、誕生の父者・母者双方の出自記載に関して、諸多の氏族中、北条氏のそれが最も卓越していること。(二) については、とくに男児・女兒についての表記の検討を通して、北条氏が藤原・源両氏以外の諸多の氏族よりも、一層それら両氏に近い存在、ないしはほぼ等し並みの存在とする意識を基調としていること。これは、あくまでも北条氏が、藤原・源両氏以上の存在としてではなく、それら両氏に準ずる存在として位置づけられていること。そしてこうした北条氏にあっても、時宗と時利のみに「若君」の表記がみられ、しかも、その時宗にのみ該表記が一例認められること。(三) については、その誕生が、北条時宗の場合を最上位とし、以下、將軍家ないし將軍家子女(宗尊親王 王女倫子)の場合↓時宗をのぞく北条氏の子息子女、ないしその誕生の生母が北条氏の子息子女の場合という順につづくこと。(四) については、その誕生が、將軍家ないし將軍家の子息子女を主とする者の場合が最も卓越し、これにつぐのが北条氏の子息子女、もしくは北条氏の子息子女を生母とする者の場合であること。ただし、こうした北条氏にあっても、ひとり時宗のみが將軍家九条頼嗣よりも上位にあること。(五) については、出誕刻限ないしそれに準ずる頃おいを示す記載事例数の半分にも満たない出誕場所、すなわち産所の記載事例数がみられるのは、その誕生が、皇族か、將軍家もしくは將軍家の子息子女か、はたまた北条氏の子息子女か、のいずれかの場

合に限られていること。この点にも、記載意識の面において、北条氏をば、皇族や將軍家などと等し並み、あるいはそれら両氏族に準ずる家格として遇していること。そして上乗の(一)(五)に関わる出誕生記事所見の出誕生名と、いわゆる嫁娶記事所見の夫妻者名との双方において全く合致することが確認されるのは、北条時宗とその室家堀内殿(安達義景子女)のみに限られていること。これは、既に(二)(三)において指摘したことと両々相俟って、同書が北条氏のうち、とくに時宗に關わる事蹟の記述に、殊のほか意を用いていることを語り示す徴証として留意されてよいことであろう。それはともかくとして、一の(一)(五)の各項目について、叙上のごとき諸点を明らかにしうるのである。

つぎに後項、すなわち二については、斯件の事柄に關わる基礎的資料としての「御」字使用者全一九一名・一九一例及び「御感」の当該・対象両者全七三例を提示して検討を加えた結果、記載上の意識面において北条氏が、藤原・皇族・源の三氏族につぐ、ないしはそれら三氏族に準ずる氏族ないしは家格として位置づけられていること。そしてこうした多くの事例数をもつ藤原・皇族・源の三氏族の場合とは異なり、少数事例しか認められない其他氏族に所属する人物が、各々如何なる親類縁戚関係を有しているかをみてるに、その親類縁戚関係にある諸多の氏族の中にあつて、事例数の一際目立って多いのが北条氏であり、この北条氏にあつても、いわゆる執権職就任者ないし当該者の子息子女の場合が多く、さらにこうした人々及びその周辺に連なる者の中に、「御」字使用者が集中して多見されること。また、「御感」の当該者が果たして如何なる人物であるかを検討してみるに、將軍家の場合が最も多く、皇族と北条氏が各々事例少数とはいへ、ほぼ同程度でそれについていることから判じて、記載意識の上で北条氏をば、皇族、さらには將軍家と等し並み、あるいはそれら両氏族に準ずる存在と見做して、そのように位置づけていることを語り示す徴証を、ここにも認めうるのである。そして、たとえ事例少数とはいへ、この北条氏、わけても義時や泰時を「御感」の当該者とし、二階堂行光、大和前司倫重、太田玄蕃允康連、佐藤民部丞業時などといった人々を「御感」の対象者とする元久元年九月十

五日条や天福元年十一月十日条の記事などは、同書の編纂に深く関与した人物が何者であるかを考究する上において、極めて有用な手掛りを提供して呉れるものとして、認識を新たにしていよと思ふのである。

註 『吾妻鏡』には、「法驗」(「法之効驗」をも含む)なる用語が左記の通り一二例所見される。このうち事例1の一例のみが「法之効驗」となっている。そしてこの「法驗」を發現したとされる人物についてみると、事例2の一例をのぞく一一例に固有名がみられ、この一

一例・一一名のうち、実に事例4、11の八例・八名までが隆弁なのである。これを以て同書における隆弁の法驗を伝える記事が如何に多く載録されているかをよく知りうるのである。しかも、件の隆弁は、歴代將軍家(頼嗣・宗尊親王)や執権北条(経時)氏の御不例を御減せしめたり、後の執権北条時宗を平産せしめたりたとされているように、幕府の中枢にある為政者ないし威権者と密接な関わり合いを有していたとみられることから、その政僧としての一斑を窺知しうるのである。

法驗發現者	法驗發現の内容・種類	所見条
1、護念上人	頼朝長女大姫の病悩を復本せしむ	建久6・10・15条
2、鶴岳供僧等	御祈りて降雨せしむ	承久4・6・14条
3、辨僧正定豪	御祈りて降雨せしむ	嘉禎2・4・23条
4、大納言法印隆弁	將軍家九条頼嗣の御不例を御減せしむ	寛元3・9・9条
5、大納言法印隆弁	將軍家九条頼嗣及び執権北条経時の御不例を御減せしむ	寛元3・9・14条
6、大納言法印隆弁	御祈りて関東の平安を護持せしむ	宝治1・6・13条
7、若宮別当法印隆弁	後の執権北条時宗を平産せしむ	建長3・5・27条

8、大納言法印隆弁	後鳥羽院の使命を受けた刑部僧正長賢の霊を除払せしむ	建長4・1・13条
9、鶴岡別当法印隆弁	御祈りて降雨せしむ	建長4・6・20条
10、若宮別当法印(隆弁)	將軍家宗尊親王の御惱を御平愈せしむ	建長4・9・7条
11、若宮別当僧正隆弁	將軍家宗尊親王の御惱を復本せしむ	正元2・4・26条
12、安祥寺僧正良瑜	御祈りて止雨せしむ	文応1・6・7条

ところで、この政僧隆弁については、加藤 功氏がその論攷「鎌倉の政僧」(『歴史教育』第一六卷第一二号)において、幕府為政者中枢が、諸種の「困難を乗り切って安定した政権を維持して行く為には、諸情勢をその明晰なる頭脳と洞察力とをもって分析し、もって有効適切なる臨機応変の政策起案を成してくれ得る構想力豊かなる影の知識人を必要とした」と思量され、こうした影の知識人こそが、政僧隆弁に外ならぬとして、その事歴・事蹟を詳細に論述されている。

なお、同書における僧侶の所見条数を精査してみると、一五条以上の者は二二名を数えうるが、これらを所見条数の多い順に随って列挙すると、①、隆弁一一九条、②、定豪五四条、③、円暁三八条、④、行勇、道禅の二名がともに三七条、⑤、珍誉三六条、⑥、観基三二条、⑦、良信三〇条、⑧、昌寛二八条、⑨、米西二七条、⑩、良基二六条、⑪、定親二五条、⑫、源性二一条、⑬、嚴惠二〇条、⑭、行慈一九条、⑮、義印一七条、⑯、円親、定清、文学、頼暁、隆宣の五名がともに一六条、⑰、良暹一五条となつて、これを以てみても、隆弁の所見条数が桁外れに多いことを諒知しえよう。また、これら多くの僧侶のうち、上位にある①、隆弁、②、定豪、③、円暁の三名がともに鶴岡・若宮別当職にあつたほか、④、行勇の一名が寿福寺長老、永福寺別当、⑤、良信の一名が勝長寿院別当、⑥、米西の一名が寿福寺長老、そして①、定親の一名が鶴岡別当であつたなどというように、かなり所見条数の多い僧侶の中に、幕府所在の地鎌倉に立地し、諸種の点で幕政と深い関わり合いを有していた寺院に奉

職していた者を少なからず見出しうるのは、編纂物たる同書の史書としての成立や性格如何を考究する上において、等閑に付しえぬことであらう。